

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

（平成25年3月1日）

早川新平委員長

おはようございます。

ただいまより総務常任委員会並びに予算常任委員会総務分科会を始めます。

議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第6目 会計管理費

早川新平委員長

きょうは会計管理室ですが、追加資料等がございませんので、伊藤会計管理者のほうから、ご挨拶のほうよろしく願いいたします。

伊藤会計管理者

会計管理者の伊藤でございます。

平成25年度の会計管理室に係る予算につきましてご審議のほどよろしく願いしたいと思っております。

早川新平委員長

それでは、ご質疑がございましたら挙手にて発言をお願いいたします。

川村高司委員

公金・財産の管理・運用関連経費という項目があるんですけども、財産の管理というと、基金の管理とかというふうに理解していいんでしょうか。

弓矢参事兼会計管理室長

基金の管理につきましては、基本的には長の権限に属しておりますので、各基金を持つ

ております所管課のほうでの管理ということになります。それに関連する経費ということで、ここには上がってございます。

川村高司委員

実際、公金・財産の管理の中で会計管理室が影響を及ぼす範囲というのか、仕事の範囲を余り理解してないものですから。逆に言うと、財政経営部があり、そこで基金とか財政調整基金の積み立て比率とか、いろいろあるとは思いますが、会計管理室として、どこまで工作上協議しているとか、そういうのをわかるように説明いただければ。

弓矢参事兼会計管理室長

一応会計管理者の職務といたしましては、物品とか財産の出納保管の部分でございます。管理につきましては長の権限に属しておりまして、長の指示に基づいて実際の実務ですね。預託したりとか、あと、ほかの債権を購入して運用したりというのは長の指示に基づいて会計管理室で行っているということでございます。

川村高司委員

例えばポートフォリオというか、リスク分散であるとか、そういったようなことは各所管の原課がやっているだけであって、その指示に従って作業的な意味合いの運用管理をしているという解釈でよろしいですか。

弓矢参事兼会計管理室長

基金の保管についてのご説明なんですけれども、基金につきましては各課で調査した結果を会計管理室のほうでまとめまして、全体の運用につきまして実務的に会計管理室のほうで行っているということでございます。

川村高司委員

運用というと、それなりのテクニックというのか専門知識がないと難しい部分があると思うんですけれども、専門的知識というのは各原課が持ち合わせて、そこで判断されたものを肅々と会計管理室のほうはそれを実施するだけであって、例えば出てきた原案に対して、会計管理室のほうからアドバイスを原課のほうにフィードバックするとかというよう

なことは実務上あるんですか。

弓矢参事兼会計管理室長

実際の運用に関しましては、会計管理室のほうで全体の資金量とか収支の残高を見ながら運用しているというところがございます。ですので、中心的に運用できるかどうかという調査につきましては会計管理室が主体で行って、それを各課のほうにフィードバックして、実際の運用を行う。それに基づいて指示を新たに改めてこちらのほうにいただいて運用を行うということになります。

川村高司委員

この予算額、2600万円というのは、債権を買ったりとか、そういうような事務手数料とどうかというのもここには含まれるのですか。そういうものではないんですか。

弓矢参事兼会計管理室長

これは会計管理室の事務を行う上での経費でございまして、運用経費につきましてはこの中には入っておりません。運用経費は基本的にゼロということでございます。実際の人件費に含まれるということです。

早川新平委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

別段質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費につきましては原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

ここで理事者の入れかえになります。委員の皆さんはそのままお待ちください。

議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

早川新平委員長

これより、議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について審査を始めさせていただきます。

冒頭、資料の説明を兼ねて、挨拶のほうよろしく願いいたします。

西村監査事務局長

おはようございます。監査事務局、西村でございます。よろしくお願いを申し上げます。

さて、監査委員さんにおかれましては、日ごろ本市の財政状況が公正かつ効率的に執行されているかどうか、また、市行政の実績及び成果が本市の市民の福祉、行政水準の向上にどう寄与しているかというふうな観点から監査を実施されておられます。私どもは、その監査事務局の事務補助を務めさせていただいておりまして、本日は監査委員費の新年度当初予算について、よろしくご審議を申し上げたいと思います。

追加資料の説明を次長のほうからさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

樋口監査事務局次長

監査事務局、樋口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、先日の議案聴取会においてご請求いただきました資料につきましてご説明を申し上げます。予算常任委員会総務分科会資料、平成25年度当初予算監査事務局というのをごらんいただければと思います。

監査委員費の10年間の推移、同格市における監査委員費の状況、非常勤監査委員の報酬の根拠という三つの項目について資料を作成させていただきました。

まず1点目の監査委員費の当初予算推移でございます。資料の1ページをごらんいただきたいと思います。平成16年度から平成25年度までの10年間を一覧表にさせていただきました。平成25年度につきましては現在案ということでございます。表の左端の項目でございますが、予算書の説明欄に記載されております項目でございます。上から特別職給、これは常勤の監査委員の給料、手当、共済費の合計でございます。次の一般職給は監査事務局の職員の給料、手当、共済費でございます。三つ目の監査委員報酬につきましては非常勤の監査委員、現在、3人の非常勤監査委員の報酬の合計でございます。四つ目の負担金につきましては、全国、東海、三重県の都市監査委員会の負担金等の合計でございます。最後の一般経費につきましては、旅費とか需用費等に当たるものでございまして、監査委員費の合計から一番上の特別職給から四つ目の負担金までを差し引いた金額のものでございます。

次に、同格市における状況ということで、2ページ、3ページをごらんいただければと存じます。昨年8月定例会議で財政経営課から平成23年度決算の概要というのが提出されております。その中に他団体との比較という項がございまして、そこで比較されていた都市と合わさせていただきました。中核市もしくは中核市を目指している人口30万人からおおむね35万人までの都市、それと東海3県の中核市を合わせた15市について調査させて

いただいたものでございます。平成24年度の監査委員費の予算額、それと監査委員の報酬等の額につきまして、15市に照会させていただき、回答いただいた結果をまとめさせていただきました。青森市から3ページの久留米市までが中核市でございます。越谷市、吹田市につきましては中核市にはなっていないという都市でございます。最後に四日市市の状況を記載させていただいております。

次に3点目の監査委員の報酬についてでございます。4ページをごらんいただければと思います。監査委員の報酬につきましては、地方自治法第203条の2に非常勤の監査委員に対し報酬を支給しなければならない、その額、支給方法は条例で定めなければならないと規定されております。本市におきましては、この地方自治法の規定を受けて四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例が定められ、これに基づいて報酬が支給されているところでございます。

しかし、この額の決定に当たりましてはその基準というものがなく、その自治体における他の特別職との均衡や他の自治体における報酬等を参考にし、さらにその自治体の財政事情も考慮されながら決定されているというのが実情のようでございます。非常勤監査委員の報酬の根拠ということでご請求をいただきましたが、それを明確にお示しすることができず、大変申しわけなく思っております。

なお、先ほど申し上げました四日市市の委員等の報酬に関する条例につきましては、総務部人事課が所管いたしておりまして、監査委員の報酬額の決定につきましても人事課においてなさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、大変雑駁でございますが、資料の説明とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、挙手にて発言をお願いいたします。

森 康哲委員

詳しい資料を出していただいて、ありがとうございます。

この2ページ、3ページの資料を見ますと、同格市の非常勤、議選と識見の差が一目にしてわかるんですが、四日市市は非常勤の議選と識見の差が15万円以上あるわけですね。

これは仕事の内容は同じこと、同じ日数やるということについて確認したいんですけど。

樋口監査事務局次長

基本的に監査委員としてついていただく仕事の日数というのは変わらないということでございます。若干変わるとすれば、先ほど申しあげました都市監査委員会の総会、研修会等に委員としてご出席いただく場合がありますが、それは全員ご出席いただくというわけではないということもございますので、そのところで、若干のずれと申しますが、違いが出るということもございますが、基本的に監査として行っていただく日数は同じでございます。

森 康哲委員

ほぼ同じ仕事の量、内容であるということで、私がちょっと取り上げたいのは、この非常勤の月額報酬の差ですね。それぞれ都市によって基準が違うので金額はばらばらだと思っておりますけれども、同じ仕事量で差がどれだけあるのかなというのが知りたくて、この資料を請求しました。

四日市市の場合は15万円以上の差があるんですが、四日市市以上に差がある都市をこの中で見ようとしますと、高知市さんだけかな。ほとんどの市は10万円以内だと思います。その辺、同格市と比べて、このように差をつけられている理由を教えてくださいと思います。

西村監査事務局長

森委員さんからのご質問にお答えさせていただく前に、現在お二人の、中川委員と川村委員さん、以前には森委員とか、野呂委員に監査委員をしていただいておりますので、まずはお礼方々、冒頭にお話を申し上げたいと思います。

今お話しただいてみえますように、監査委員さんには業務量の多い、また相当な重責を担っていただいているというのが、私、この2年間、事務局長をさせていただいて本当に思っておるところでございます。

そこで、戦前からこのような監査委員制度かと言われると、ひもといてみますと、昭和22年に地方自治法が制定されたときに、今のような形の監査委員制度になったというふうにお伺いしております。それ以前は議会、議員さんのほうがいろいろな面で、監査制度

ということではなしに、監視というような、そういう役割を担っていただいていた。今もなお、二元代表制とはいえ、監視的なお仕事は当然していただいているとはいうものの、当初は2人、昭和56年度から4人ですね。識見2人、議選2人という推移できております。その中にありまして、過去そういう流れがあったと。監視、監査的なお仕事もされてきて、唯一、地方自治法の中で、議会選出委員としての行政委員は監査委員さんだけでございます。監査委員さんだけがこのあたりの法的な位置づけもされておるといような認識をとってございます。

そこで、私どもも独立機関であるとはいえ、監査委員さんの報酬は、本来、これは地方自治法の逐条解説などを拝見いたしますと、その報酬額の決め方などはそれぞれの自治体にはよるとはいうものの、議長さんとか副議長さん、常任委員会の委員長さんもございませぬけれども、それは議会事務局所管の条例のほうでそれぞれ決められている。逐条解説あるいは行政実例等々を拝見いたしますと、監査委員さんの報酬は、議長さん、副議長さん、一般議員さんの全体のバランスを勘案していただく中で、議員とは別に、今次長が申し上げましたけれども、監査委員報酬としては人事課が所管しております全体の行政委員と、あるいはほかの委員さん方の報酬額の条例をもって、別枠に決めておるといことでございます。ですので、4万7900円と20万円の差がどうかというところの議論については、そのあたりは難しいところがあるかなというのが一つ目です。

二つ目に、現状においては議長さん、副議長さん、一般議員さんの間に別枠で決められております監査委員さんの報酬を足しますと、副議長さんよりも若干多い額になっているというところの位置づけが気になられてみえるんじゃないかなというのが、今回ちょっと勉強させていただいて、私、認識をさせていただいたところでございます。

そこで、監査委員さんについては別枠で決めていただくとはいうものの、非常勤の識見の20万円とで15万円の差があるのではないかということで、各市それぞれどういう決め方かというのはわかりませんが、しかしながら、本市においては他の行政委員さんとか、あるいは県内とか、同格市とかというあたりのところを所管する総務部のほうでらんでいただいて、例えば人事院勧告においてプラスマイナスがあるというところの前年度というか、改正年の実績に対して増減を加えられてきているというところでございます。ですので、ちょっとお話がくどくなったんですけれども、そういう経過を経て、監査委員さんの報酬が決められてきたというところで、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

森 康哲委員

ちょうど総務常任委員会の中に議選の監査委員さんが2名いる中のご答弁いただいて、本当にありがたいと思うんですけども。

今、答弁の中にもありましたバランスというのも確かに大事やと思います。しかし、仕事量、仕事内容に応じての評価というのもきちっと反映していかないと、識見と同じボリュームの仕事をしている以上は、余りにかけ離れている、識見とのバランスですね。これも考慮に入れていかないと、議会の中だけのバランスだけでは、少しバランスという意味では両方を見ていかなあかんのかなという思いがあります。他市の状況を見ると、そういうのも読み取れると思うんですけども、その辺、もう一度思いをお聞かせいただきたいのは、他市と比べて、そういうところのバランスというのはどういうふうに見られているのでしょうか。

西村監査事務局長

他市の状況とのバランスということでお答えするのも、相当難しいというか、なかなか答弁しにくいところもございますが、しかしながら、監査委員さんのお仕事について非常に大変だというふうなことを先ほど申し上げました。そのあたりの金額云々というところまでは、私からどのように評価せいとか、できるとかいうのはなかなか差し出がましいようなお話でございますので、答弁に窮するところもあるわけです。

しかしながら、片や議員活動もしていただき、片や監査委員として事前に資料等々見ていただく立場で、発言等々に対するいろいろなお考えをまとめいただくその時間、出勤日数は60日前後でございますが、相当シビアにしているということをお考えれば、森委員さんの言われてみえるようなあたりは何とか反映していただけるような、そういうシステムがあればなというふうに思っております。

ここで一つの例といたしまして、総務部のほうでご議論いただいた日額あるいは月額というふうな考え方もございますが、秋田市のようにそういった月額、日額の併用制をとっていただいているようなところがありますので、これも基本月額に対して出勤していただく日数がいいのか悪いのか、金額面でもどうかということもありますが、そのあたりが一つかなという感じでございますが。

森 康哲委員

秋田市さんは併用されているということですかね。月額がベースにあって、日額が上乘せということですか。

西村監査事務局長

そのとおりでございます。月額として2万7000円を支給し、1回出るごとに日額1万円ということです。お伺いすると、ほかの行政委員さんだけでなく、ほかの審議会とか委員会とかの委員さんも日額1万円だそうですので、それに合わされたということになります。2万7000円は、そのあたりどうやって決められたか、ちょっとわかりませんが、そういう決め方も一つかなということでございます。

森 康哲委員

四日市市の場合は、もし日額にしようとする、もちろん条例改正をせなあかんと思うんですが、法的には日額に変更することも可能だということですかね。

西村監査事務局長

監査事務局としては権限外でございますけれども、報酬条例等々でご議論いただいと。人事課所管のこちらのほうの条例の対応をしていただければとは思いますが。

森 康哲委員

ありがとうございました。

以上で終わります。

早川新平委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

別段質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

委員の皆さんにお諮りさせていただきます。全体会に送る件というのはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

それでは、分科会としての採決を行います。

議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費につきましては、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認めます。本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

ありがとうございました。ご苦労さまでした。

委員の皆さんは、そのままお待ちください。次は、財政経営部になります。

それでは、ただいまより財政経営部を始めさせていただきます。

議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分

第5目 財政管理費

第7目 財産管理費

第22目 諸費中市民税課、財政経営課関係部分

第2項 徴税費

第4款 衛生費

第4項 病院費

第8款 土木費

第7項 下水道費

第12款 公債費

第13款 予備費

第2条 債務負担行為（関係部分）

第5条 歳出予算の流用

議案第14号 平成25年度四日市市桜財産区予算

早川新平委員長

議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算について、審議を行います。

資料を追加で出していただきました。ピンク色のやつなんですけれども。これについて説明のほうをよろしく願います。

倭財政経営部長

皆さん、おはようございます。連日ご苦労さまでございます。

議案聴取会でご要求いただきました資料、ピンクの表紙ですけれども、準備させていただきました。資料の準備がおくれまして大変申しわけございませんでした。各課長から説明させていただきますので、ご審議のほう、どうぞよろしく願います。

川森管財課長

私のほうからは、森委員から資料提出を求められました、管財課が管理するリース車両

の一覧と購入とリースの経費比較ということで、資料のほう、インデックス1番の7ページ、8ページをごらんいただきたいというふうに思います。

まずリース車両の一覧でございますが、こちらのほうにつきましては、管財課がリースしております一元管理車両54台、全ての明細と申しますか、表になっております。一番左側に1番から54番まで54台、登録番号、車種、車名、リースの内容等々、記載させていただいております。それぞれの一番右側に平成25年度の当初予算額ということでそれぞれのリースに対しての金額を載せさせていただいております、ずっと下へ下がっていただきまして、予算額の合計が1181万8800円ということで記載をさせていただいております。

それを少しまとめたような形でその下に記載しておりますが、リース会社としまして3社にリースでお借りしております。それぞれトヨタレンタリース三重が45台。日本カーソリューションズが5台。大和リースが4台ということで、全部で54台ということになっております。

続けて、その右側、8ページのほうをごらんいただきたいというふうに思います。これは公用車に関する購入とリースの車両1台当たりの経費比較ということで、これは上の段の購入につきまして、8月定例月議会にお示しをさせていただいた資料よりもさらに詳しくと申しますか、年次を追って記載をさせていただいているところでございます。

その内訳としまして、車両購入価格や自動車重量税云々ということで縦に記載させていただいております。そして、リース車両につきましては1万4070円の12カ月掛ける7年ということで記載をさせていただいております。

8月定例月議会でもご説明させていただきましたけれども、購入実績がございます平成23年7月のダイハツハイゼットと、平成23年3月にリースをさせていただきました同じくダイハツハイゼットの比較ということでございます。

それから、米印、それぞれございますけれども、2番の地区市民センターの車両につきまして、これをそれぞれ車検整備費やら法定点検費やら云々というのは地区市民センター車両23台の平均で出させていただいた金額ということでございます。

あと人件費等を記載させていただいております。

荒木財政経営課長

同じ資料の9ページをお願いいたします。私のほうからは先日の議案聴取会のほうで、事務用機器等の運用経費の債務負担行為に関しまして、もっと詳しい資料をと。また、各

項目、予算書のどこに記載されているのかというようなことで資料を提出させていただいてございます。

コピー機から、車両、パソコン等、その他と、それぞれ具体的な内容でございますとか、事業名、それと予算書のページ、どこに掲載されているのかというようなところで記述させていただいています。また、期間、限度額についてもそれぞれ記載のとおりとなっております。

早川新平委員長

ご説明はお聞き及びのとおりです。非常にわかりやすい資料を準備していただきまして、ありがとうございました。

ご質疑がございましたら挙手にて発言をお願いいたします。

森 康哲委員

リースのところなんですけれども、8ページの資料を見ているんですが、購入とリースの差額がどう考えても購入のほうが高いというふうにはしか出てこないで議論がかみ合わないんですが、車両管理に係る人件費は2人でしたっけ、管理するのに見ている人数は。2人分の経費が計上されているんですよね。リース会社が統一されればもう少しそのメリットは出ると思うんですけれども、どうしてもこの辺が統一できないということであれば、車両管理に係る人件費の比率について、もう少しこちら側を見直して比較対照しないと合わなくなってくるのかなと思っております。

そして、車両購入価格の中の値引きとか、附属品とか、ちょっと荒っぽい書き方をしているのわかりづらいんですが、軽乗用車って値引きが28万円もするんですでしたっけ。下取り車が入っての値段やと思うんですが、その辺ちょっと確認したいんですが。

川森管財課長

値引きでございますけれども、ダイハツから見積もりをいただいたときに車両本体値引き価格として28万3843円というふうなことで入ってございまして、それをそのまま計上させていただいたところでございます。

森 康哲委員

そうしますと、下取り車なしで、新規での値引きということによろしいでしょうか。

川森管財課長

このケースの場合はそうでございますね。おっしゃるとおり、下取りの車というのは多分あると思いますけれども、私どものほうは下取りというよりも、基本的に乗れる車であれば公売にかけるということとさせていただきますけれども、基本的に車の程度、いろいろございまして、下取り価格もさまざまでございますので、なかなか下取り価格というのはここへ記載して入れるというのはちょっと難しいかなというふうにも思うところではございます。

森 康哲委員

以前いただいた資料では、たしか下取り価格が幾らで値引きが幾らでというふうに出ていたと思うんですけれども、もう一度確認していいですか。

川森管財課長

これはあくまでも実績という形で載せさせていただいた資料で、下取りという形で出していないものですから、そういう形になっております。

森 康哲委員

誰が考えてもちょっとおかしいのは、97万円の車両本体価格のものを28万円も値引きするわけがないんですね。通常は、3割引きじゃないですか。普通、自動車ってそれぞれ購入された経験があるかと思うんですけれども、3割引きで買われた方はみえるんですか。

中山管財課長補佐

今課長のほうから申し上げました見積書ですけれども、平成23年6月にダイハツ三重さんから頂戴しとるんですが、これはお手元にお配りしています資料の8ページの下の注の米の1の平成23年7月の購入ダイハツハイゼット実績というものがございます。入札で購入したというものですけれども、入札した後に、入札金額の中の内訳というところで、ダイハツさんのほうから調達契約課が落札金額の内訳、車両本体価格が幾らで値引きが幾ら

でというような内訳を徴して、それを調達契約課のほうから資料としていただいて、今回の資料に数字としてお示しをさせていただいております。

森 康哲委員

そうしたら、購入の7年目以降の売却時にマイナス28万9785円というのは、7年たった車を売却したら28万9785円で売れるということじゃないんですかね。その下にマイナス27万5000円と書いてあるのは下取りの価格じゃないんですか。

川森管財課長

おっしゃるとおり、この部分につきましては基本的に将来的にはそういった下取りなり、売買ということがございますが、インターネットで、同じハイゼットがどれくらい取引されているか。7年たったハイゼットはどれくらい取引されているか。その平均価格ということで記載させていただいているところでございます。

森 康哲委員

余りにも似ている値段なのでてっきり下取りが入っての値引きなのかなと思っていたんですけども、どうやら違うようですね。そうすると、値引きが単純に28万3843円あったと認識しますね。

その下の附属品なんですけれども、軽自動車の附属品ってマットとナンバーフレームぐらいだと思うんですけども、これは荷装費が入っているんじゃないですか。

中山管財課長補佐

附属品については、マットももちろん入ってございますけれども、あとリアの3点式のシートベルトを追加オプションに入れてみたりとか、あと地区市民センターに配備するワンボックスの軽自動車でございますので、スピーカーとか、アンプ類、マイク類、そういったものが附属品として計上されております。

森 康哲委員

やはり荷装費は幾ら、附属品は幾らというふうに分けるべきだと思うので、これはちょっと書き方を変えていただきたいんですけども。これをひっくるめてリースの中には全

部入っているという認識ですね。

どう考えてもリースのほうが安いようにしか書けないからこういうふうに書いているんだと思うんですけど、やっぱり人件費ですよ。部長、これはリース会社を統一するというのは難しいんですね。

倭財政経営部長

統一という点ですけれども、以前からご指摘をいただいております。スケールメリットというふうなところでございますので、一遍にということは既に契約を結んでおりますので、難しいんですけれども、例えば終期を見たときに1カ月2カ月を何とかうまいことやることによって一緒にするとか、そういうところは今後どのような形でやっていくのかわかりませんが、できるだけ契約を一つにあわせてということはやっていきたいというふうに考えてございます。

森 康哲委員

やっぱり統一することによって物すごくメリットが生まれると思うんです。事故も少なくなりますし、管理する面でも大きなメリットがあると思うので、その辺を積極的に推進していくようにお願いしたいと思います。

川村高司委員

ちょっと関連で。7ページの一覧表の一番上、大和リースで、その右端にこの3月で満了になって新規リースとありますが、これはリース会社は決まっているんですか。

中山管財課長補佐

既に入札が終わっておりまして、トヨタレンタリース三重さんに落としていただきまして、金額としましては1万円ちょっとぐらいの、1万1000円を切るぐらいの値段で入札をしていただきました。

早川新平委員長

他にございませんか。

中川雅晶委員

当初予算資料の財政経営部の行財政改革等の推進についてというところで、指定管理者制度について選定基準の見直し、モニタリングについての適切な実施に努めるとされているんですが、もう少し具体的にこの指定管理者制度というのを管理する部門としてどういう方針でやっていかれるのか、説明いただけますでしょうか。

荒木財政経営課長

指定管理者制度でございますが、今年度、年度当初から選定の方法でございますとか、今後の選定に当たってこういうような基準で選定していきたいというような見直しを行ってございます。それにつきましては予算常任委員会全体会等で議会にも説明させていただいてございます。

来年度につきましては、平成18年度に一斉導入した21施設が3回目の公募に入りますことから、21施設の新たな指定管理者の選定という、大きなボリュームと申しましょか、業務量がございます。

それとあわせまして、今までの取り組み結果、毎年度のモニタリングでございますとかいうことに関しましては、見直しの方針の中でも、例えば災害協定の項目を入れるとか、各年度協定において、災害の関連の防災訓練でございますとか、そういうようなことを入れますとか、そういった見直しを行ってきてございます。

今回もいろいろ議会の皆様からご指摘いただいているように、モニタリング自体が若干不備であるというようなことが指摘されて、ご意見いただいております。例えば少年自然の家でございますとか、今回も加藤議員のほうからでしたか、計上科目が違うとかいうご指摘、ご意見もいただいておりますもので、その辺をどういった効果があるのかというような視点から、きっちりとモニタリングレポートを作成していきたいというふうに考えてございます。

中川雅晶委員

指定管理者制度については平成23年度の監査報告においてもいろいろ指摘している部分があると思うんですが、経費の負担のあり方について、管理経費の積算について、修繕費の負担区分について、さっき言われた協定書でしたっけ。その中にしっかりと盛り込んでいくとかですね。何よりも指定管理者制度を統括する財政経営課においては、その運用に

ついて、制度の趣旨を十分に踏まえた効果的な施設の管理運営を図るための統一的な方針をより明確にし、各施設の所管、所属に対して十分な指南役としての役割を果たすよう期待するというので、改善事項で報告をされているんですけども、それを受けて、例えば全て原課に任せているのではなくて、指定管理者制度の本来の趣旨にもう一回立ち返って、第3クールですので、十分な効用の部分を最大限に生かす。また、ここまでやってきて、マイナス部分、こちらがなかなか気づかなかった部分についてある程度修正していく。統一的にマネジメントしていく。指定管理といっても、管理する者によってそのマネジメントの仕方とか、経費のあり方とか、さまざまあると思いますので、そこをどれだけしっかりとした方針で各原課にマネジメントするように明確に方針を打ち出していくかというのが仕事やと思うんですが、そういう部分で、わざわざたくさん紙面を割いて報告している割には、あんまり生かされていないのかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

荒木財政経営課長

ご指摘いただいた件なんですけど、できるところから改善していくということで臨んでございまして、例えば修繕費の負担割合の区分でございまして、これにつきましては、今回の債務負担の限度額算定に当たりまして、幾つかの老朽化している施設において、ややもすると指定管理者に任せるとその部分が置き去りになるというようなことも懸念されることから、費用の負担区分を少し上げるとか、あるいは限度額、役割分担の見直しを行うというようなこともやってまいりました。

ご指摘のトータル的なマネジメントでございまして、その辺に関しましても監査のご指摘を十分いただいてございまして、できるところからきっちりマネジメントしていきたいなというふうに考えてございます。

中川雅晶委員

ここで細々とやる必要はないと思うんですけども、さっき言ったように、そういう修繕の負担区分であったりとか、そういうのも多分に問題があるのかなと。一定の金額を定めて軽微なものは指定管理者でやってくださいねというふうな契約にはなっているんですけど、逆に指定管理者の経営からすると、よっぽどまずいものは別にして軽微なものは結構後回しにされているということも散見されるので、この辺の契約の仕方とかというのは見直さなきゃいけないし、また、料金制度についても見直す部分も多分にあるのかなと思

いますので、その辺しっかりと一定の方針を明確にしていかなければ、原課は動かないかなと思いますので、その辺をぜひ明確にさせていただくようお願いだけしておきます。

早川新平委員長

他にご質疑ございませんか。

野呂泰治委員

いろいろきょうも本会議で国の方針が変わってきてということになったんですけど、これからも恐らく、こんなことを言うと何ですけれども、国の方針もだんだんと一部というか、大幅に変わるようなこともありますので、その辺の準備というのは小川議員も言ってみえましたけれども、予算のつくり方、国が言おうが何しようが、四日市市独自の都市のつくり方というのを、財政経営部が、節約推進もあるでしょうけれども 経営というか、財源ですな 財源の見通しを今後しっかりと考えていただきたい。考えていただいておりますけれども、今後より一層情報を密にして将来の見通しを本当にしっかりと立てて、四日市の計画が変わらないような。どこでどう変わっていくかわかりませんが、その辺、部長のお考えをいただきたい。

倭財政経営部長

野呂委員からは、今後の財政運営していくスタンスというふうなところでご質問いただいたというふうに認識してございます。さっきも追加の補正予算を上程させていただいたところで、内示がありまして、数字に違いが生じたというところで補正をお願いしたというふうなところは申しわけないですが、今後そこら辺は情報収集をさせていただきたいというお答えをさせていただいたところがございますけれども、今後の財政運営という中で、国の動きというところにつきましての情報収集というのは重要なところだと認識してございます。そういう面では将来5カ年の中期財政収支見通しというふうなところもお出しをしておるわけでございますけれども、そういったところについても国の動きでありますとか、状況の変化というふうなところは的確に捉えて将来を見ていく必要があると考えてございますので、今ご指摘いただきました点については、そういうところを十分認識しながら財政運営に当たっていきたいと考えてございます。

野呂泰治委員

もう一つ、健全な財政運営ということでの問題は、いわゆる税収ですわね。企業がよくならなければ税収はふえません。また、所得もふえなければ税収もふえません。その辺の動きが本当に今後思ったような形になっていくかということについては、非常によく言うグローバルというか、世界中を相手にする企業の中では大変細かい、本当に難しい予測だと思います。

予算をつくるときに各部局からの要求はいろいろあります。何でもやってほしいんです。市民も全部やってほしいんですけど、その辺の対応の仕方というのは、今までもいろいろ方針で立てておりましたけども、より一層丁寧になるように、また、ほかの部局に対してもいろいろな経済情勢とか、世の中の流れというものも考えた上で、何をしなきゃならぬかということをした上での予算編成というか、財政運営というのが必要だから、その辺だけちょっとしっかりと、もう一度対応の仕方について、部長、聞かせてください。

倭財政経営部長

今、税収の関係というふうなところもご指摘いただいております。税収についても改めて歳入のほうでご議論いただきますけれども、当然適正な予算編成というところで、今回、11億円余りの増額補正をお願いしているわけがございますけれども、税収についてもこちらとしては最大限努力させていただいて、適正な見込みというところで進めさせていただいているわけがございますけれども、経済状況も非常に不透明なところがございますので、今回、ぶれてございます。そういったところについても、さらにどういう形で積算していくかというところで、情報というところ含めながら、こういった形が一番いいのかというところも研究する中で、さらに精度を上げていきたいというふうな思いで考えております。

あわせて、全庁的にも税収につきましては、例えば産業の支援施策でありますとか、そういったところにも当然関連してくるというところがございますので、そういった事業についても経済や景気というところに影響してまいりますので、本市としてはそういった政策的なところも含めながら、トータルで行政運営を図っていく必要があるという認識をしているところでございます。

野呂泰治委員

わかりました。いずれにいたしましても、県下最大の産業都市でありますので、積極的

な財政運営というか、無駄なことはやってはいかんという言い方は悪いんですけども、本当に慎重な財源の使い方をしていただきたい。私は個人的には、無駄なことに使うんだったら基金として残しておくべきだと。将来についての備えというのも必要でございますのでね。予算全部100%、いろいろ計画したから無理して使う必要はない。必要であるものは使わなきゃいかんけども、次に残して、持続できるような財政運営をしていくべきだ、こういうふうに思いますので、お願いしておきます。

森 康哲委員

石油貯蔵施設立地対策等交付金の充当事業についてお尋ねします。資料を出していただいて、平成24、25年度の充当箇所を出していただいたんですけども、これを見ますと、本来の石油貯蔵施設立地対策等交付金の趣旨から外れている事業に充当されているんじゃないかと指摘させていただきたいんですが、例えば平成24年度の消防ポンプ自動車、北勢出張所、また、消防分団車の小山田分団車庫、これはとてもコンビナートから離れているところでの整備であり、本来なら沿岸部、コンビナートに隣接している地域の安全・安心のために、また教育福祉のために使われるべきで、地域性を考えて本当は使わなければいけない交付金なのに、このようなところに支出しているのはどういうことなのか、まずは説明を求めます。

荒木財政経営課長

石油貯蔵施設立地対策等交付金の充当の考え方でございますが、まず基本的には消防に係る経費など防災・減災対策を中心に、コンビナートに近い近隣のところでございますとか、そういったところで、基本的に防災・減災対策事業ということで考えてございます。しかしながら、例えばその事業がある一定の事業が、特定の財源、国庫補助金とか、特定財源が既に当たっているというようなことでございますとか、あるいはそこにたまたま事業がないというようなことになりましたら、順番に少しずつ充当の枠を広げていくというような充て方をしています。

ただ、私どもも充当する事業にあっては、きちっと予算組みするに先立ちまして、県のほうに確認させていただきながら充当先を選定してございます。

早川新平委員長

森さん、今のところは歳入のところで言ってください。申しわけない、もっと早くとめればよかったんやけどね。

他にございませんか。

森 康哲委員

当初予算資料40ページの公共施設ストックマネジメント事業で、エレベーターの更新をするということですが、三つ連動するんですよね、今度は。

川森管財課長

西側のエレベーターでございますが、現在は2基が連動しております。実はもともとは3基連動していたんですが、後から身体障害者の方が使えるようなものにということになりまして、1基連動しなくなった。当然、今度更新するときには3基連動するような形で更新していきたいというふうに考えているところでございます。

森 康哲委員

それと、外壁の改修は免震工事をしたときに、何か落下するのを防止するために網かけとか、いろいろしていますよね。外壁補修とか塗装とか書いてあって、ダブっていないとは思っただけど、それとの関係というのはどうなっているのかな。前やらなかったところをやるということなんですか。具体的にどこをやるのか。

川森管財課長

先ほどの40ページの下の方に左側市庁舎外観というところがございまして、ここの外壁面でございます。免震工事のときに工事したところとはダブってございません。新たに必要なところについて壁面、これまで塗装等、水漏れが起こらないようなということで、そういう形で外壁補修を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

森 康哲委員

ダブってないということは理解したんですけど、2億6360万円の中の外壁改修は幾らぐらいはかっているのかなということと、29億円やったかな、免震工事したときな。外壁の

落下防止を含めて。そのときに何でやらんだのかなと思うんだけど。素朴な疑問。

川森管財課長

まず外壁改修工事につきましては2億6300万円のうちの約1億4800万円という金額でございます。これにつきましては、なぜ免震工事のときにやらなかったのかということでございますが、申しわけございません。当然足場を組んだりとか、そういったことから考えると一緒にやればいいのかもかもしれませんが、その当時まだストックマネジメントという、そういった考え方もなかったときでございまして、明確になぜやらなかったということについては、申しわけございませんが、今承知しているところではございません。

森 康哲委員

わかりました。一緒にやっておけば多少安くなったかわからないなと思うんですけど。

あと、41ページの本町プラザの非常用発電機ですけれども、本庁の非常用発電機は、高いところにあるのかな。そこにあるやつがそうなのかな。ようわからんのやけど。

川森管財課長

後ほど繰越明許費のところでご説明させていただきたいというふうに思っているところでございますが、まず、本庁の非常用発電装置は、先ほど森委員おっしゃったとおり、東側の出口のところにある、それでございます。

森 康哲委員

これも高いところへ移すのが安全やと思うんやけど、そこら辺の計画はどうなっているんでしょうか。

川森管財課長

この後、補正予算の繰越明許費のところでご提案させていただいているということでございますが、できればそのときにご説明させていただきたいと思っております。

早川新平委員長

じゃ、そのときをお願いいたします。

笹岡秀太郎委員

関連で、外壁の件なんやけど、実は一般質問で眺望が阻害されているからということで聞いたら、なぜかといったら落下防止をしてあると。そこで聞こうかと思ったんだけど、ちょっと質問から逸脱するもので質問せんだけれども、壁は、何か落ちてくるという認識でよろしいんやね。落ちてくるのを防止するという事は、落ちてくる可能性があるということね。

川森管財課長

外壁につきましては、特にああいっただれんがのところについては、現在は建物の定期点検の中で、何年かごとにたたいて落下がないかどうかというのを確認していくことになっているわけでございますけれども、少なくとも高いところにありますし、れんがということで、絶対落下しないということではないと思いますので、その辺を防ぐためにああいっただ形で、安全という意味でさせていただいているものでございます。

笹岡秀太郎委員

そうすると、ずっとこの庁舎がある間はずっとあのままにしておくということやね。落ちる可能性があるんで、あのままの状態でも落下防止策をしておく。

川森管財課長

今のところはそういうふうに考えているところでございます。

笹岡秀太郎委員

今のところということは、将来は外すという可能性はあるの。

川森管財課長

将来的に外壁そのものをさわって 申しわけございません、私、技術的なことがわかっておりませんが、例えばれんがを取っ払って違うもので外壁をすとか、そういったことが可能であれば、将来的には可能性としてはゼロではないというふうに思いますが、ただ、現在のところはああいっただ形で対応させていただいているところでございますので、更新していくという考えは今のところ持っておりません。

倭財政経営部長

タイルが張ってございますもので、もし本当に大きな地震が来て剥がれ落ちた場合に周辺を歩いている市民の方に被害が出てはいけないというところでああいう工事をさせていただいたというところがございます。これについては安全性という意味で今こういう形をとらせていただいていると考えております。

笹岡委員の一般質問でございましたけれども、四日市の夜景というところで、例えば展望台とかというところで、市民の方に開放してはというお話もいただいたところがございます。それについて、今ご質問いただいたのは今後どうしていくというところがございますけれども、これについては現状はこういうことでございますので、まず安全性というのを第一に考えていく必要がありますけれども、加えまして、例えば展望室についても若干見づらいですが利用も可能ですし、私も実際屋上に上がらせていただきました。例えば南側は、半分きれいに、防水の工事をしたということもございまして、移動は可能だと考えております。あのとき清水商工農水部長のほうから可能だとお答えさせていただいたわけでございますけれども、確かにセキュリティーの面がございますので、毎日ということではできませんけれども、例えば四日市まつりのときとか、そういう形で具体的に考えさせていただいて、試行的に取り組みをさせていただきたいと、今考えているところがございます。

笹岡秀太郎委員

平素からそういう視点があると、いざというときにすぐに間に合う。まさしくこういう公共施設の有効活用につながっていくという視点で整備しておかないかという思いがあるので、そういう視点で平素から展開してもらいたいなということを要望しておきます。

早川新平委員長

今話が出た展望室ですが、セーフティファースト、安全第一やで、あのままでいいと思うんだけど、例えば市庁舎を何年後に建てかえるとか、そういう大きなビジョンでやる。ここだけ場当たりのちょっと手直しをして、タイルを張りかえるというんじゃないし、長期的に考えて、建てかえるまではこのままでいくんやとかそういう形を、財政経営部だけではあかんやろうけども、先ほど森委員のほうからも、前に耐震化をやったときに何で直しとかなんだんやという質問があって、そのときはストックマネジメントがなかつ

たとかいう答弁でしたが、たしかまだ五、六年前ですよ。

倭財政経営部長

先ほどご指摘いただいた点ですけれども、多分そのときには外壁前の工事等を加味して一緒にやらなかったというふうなところが考えられますけれども、今委員長のほうからご指摘いただいたように、例えばこのタイルにしても、今後この庁舎を70年もたす中で、先行きを見た中で、例えば外壁をするときにあのタイルをどういう形で直すか、そういうことも想定されるわけでございますので、先ほど笹岡委員さんがおっしゃられたように、全体の有効活用という面であわせて改善するとか、そういう視点は重要だと認識してございます。それによって当然市民サービスにつながりますし、あと、修繕計画というふうなところでも経費を抑えられるというところも考えられますので、今ご指摘いただいたように、十分認識しながら、将来的な修繕計画を立てていく必要があると認識してございます。

早川新平委員長

ありがとうございました。エレベーターはいつ入札するのかわからないんだけど、個人的には東芝さんを採用すべきやろうなというふうな気持ちはあるんです。

もう一つ、私の個人の意見で、この場にはふさわしくないかもわからんけれども、一番こっち側のエレベーターは車椅子用に鏡がついていますやんか。今回は当然三つともつけるといふ予定はないの。連動させるんやから、今西側のやつは鏡がついていますやんか。1個だけ。きょう、朝たまたま乗ってきたら、車椅子の職員の方が普通のエレベーターに乗って、見えないので、苦慮しているんやわな。行政としては、今度は全て連動するんやから、三つともつけるべきやと思うとんのやけど。つけて困るようなことはないと思うし、そういう配慮は福祉分野になるのかわからんけど、財政経営部がリードしてかんとあかんのかなというところがあるんだけど。意見として聞いておいてもらったらええし、別に答弁求めませんので。済みません。

森 康哲委員

エレベーターの件なんですけど、仕様ってもう決まっているんですか。

川森管財課長

申しわけございません。今詳しい資料は持ち合わせてございませんので、内容まではきょうお答えすることはできません。

森 康哲委員

できればなんですけど、今東側は新しいのが稼働しているんですけど、使いづらいところもあるんですね。今何階にいて、どれだけ待っていれば来るのかというのがわからない。そういう部分があると思うので、できればそういうところを改善して盛り込んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

早川新平委員長

良い指摘やと思うんやけど、今、3連動で、1個押すとどれが来るという電気がつくやつがありますやんか。多分あれになると思うんやけども。

川森管財課長

森委員のおっしゃるとおり、市民の方からもそういったお声をいただいております、検討していく必要があるというふうに思います。私ども、なぜああいう形にしたかということも含めて、東側のエレベーター設置の、日立のほうに問い合わせをさせていただきました。一般論になりますけれども、今どこにエレベーターがあって、ここでかなり長いこととまっているということで、逆にお待ちになられているお客さんをいらいらさせてしまうというようなことがあるというふうにも聞いております。そういったことから、ああいう形のものを開発していると聞いておるところでございます。

早川新平委員長

一長一短あるけどね。そういう気持ちはわかります。

倭財政経営部長

今ご指摘いただいた点は、私もそう思っています。いらつくときがございました。参考にさせていただいて、対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

川村高司委員

まず、四日市市総合計画の行財政改革と健全な財政運営の中に 嫌というほど目を通されているというか、そらでも言えるぐらいだと思っんですけども これまでの考えにとらわれない柔軟な発想で魅力あるまちづくりに取り組みますとか、限りある財源を最大限有効に活用しとか、効果的な行政サービスと、読んで至極当たり前の、抽象的な表現で頑張りますよというのが書いてあるんです。その観点に基づいて、私も前も言ったことがあるんですけど、業務、大変だろうなと推測されるんですよ。何かというと、当初予算の概要と当初予算のポイントという二つの資料があるんですけど、この違いがいまだに私にはわからなくて、表紙をめくっていくと、数ページは一緒なんですね。これだけでもかなり人件費かかっていると思うんですけど、この辺をもうちょっと一元化するとか、その辺の見直しというのは全くないのか。今後このままやり続けるのか。

荒木財政経営課長

資料の作成に当たり多大な時間、労力をかけてやっていることは事実でございます。この当初予算の算定期間になりますと、期限が決まっておりますことから、実際結構な残業をして作成させていただいております。今議員おっしゃられたような見直しの視点は、重複する資料につきましてはきちっと見直すべきかなというふうに考えてございますが、今までにつきましては、申しわけございませんが、例年どおりつくってきたのも事実でございますので、今後、資料については重複するものは割愛していくなど、効率的かつわかりやすい資料作成に努めていきたいというふうに考えています。ありがとうございます。

川村高司委員

当初予算資料の36ページ、1番目の健全な財政運営の推進についてという中行財政改革を着実に推進するというところで、改革という言葉が書いてあるんですけども、日々ルーチンワークに忙殺されてという、そういう表現が適切かどうか、私、現場を見てないのでわからないんですけども、改革するためには別の角度からの人材なり、人手がないとできないんですけど、改革するに必要な人員は既にお持ちで、改革されている、着実に推進していると書いてあるんですけど、その部分は大丈夫なんですか。

何が言いたいかということ、つくっていただいた資料を見させていただくと、例えば当初予算の概要の6ページ、当初予算資料の中では133ページ、内容としては前年度の主な増

減内訳で、物件費の中に少人数学級拡充事業費というので3385万5000円という話があるんですね。これ、当初予算資料の133ページを見ていただくと、同じく少人数学級拡充事業ということで、予算額が2億2600何がしに対して前年度1億8300万円。その差額が表記されている、これは差額表なんですね。差額が書いてあるという表記もないので、非常に見にくいんですけど。じゃ、その差額と先ほどの増減内訳との額が違うんですよ。

何が言いたいかというと、本当にこういう情報というのは一元化しないと、資料を見るほうも大変ですけど、つくるほうも大変で、まずそこに問題意識を持って資料づくりをしていただかないと。別に重箱の隅論が言いたいわけじゃないんです。効率的に仕事を進めていく上で、データは1個入れたら、それがひもつきになって、そこをいじくったら全部が変わるというふうな形になっているのか。その都度その都度、担当が別で、要は重複作業をやっているんじゃないかというのが言いたいんですけど。担当者は別々ですか。概要とポイントと。

荒木財政経営課長

担当者につきましては、極力同じ資料は同じ似通った資料で、例えば増減表ならば増減表の担当者というふうな割り当てはしてございますが、おっしゃっていただいたように、全て同じ担当で資料をつくっているかということにつきましては、担当者は違います。

川村高司委員

これ、ワードかなんかでつくられているのかもしれませんが、シグマがとれないと、数字が合っている、合っていないなんていうことが求められる資料には不向きじゃないですか。だから、きちりと正確な情報で効率的に資料をつくるというのも大切なことだと思いますので、まずその辺をよろしくお願いします。

去年、おととしと、方針の中の一番最後に新たな財源確保についてという項目があったんですけども、平成25年度からはその項目がないんですね。これは欠落なのか、新たな財源は確保しない方向になったのか、単なる記載がないのか。毎年毎年新たな財源確保について記載があったのに、先ほどもいろいろ話がありましたけれども、財源確保は目指さない、方針は取りやめというようなことなのではないでしょうか。

倭財政経営部長

決して取り組みをやめるとかそういうこととは違います。まとめさせていただくときにポイントになるというところで、整理をかけさせていただいたところでございます。新たな財源確保というところになりますと、例えば自販機についても昨年度導入させていただきましたけれども、新たにこの4月からまたそこら辺もふやしていただきますし、また、どうなるかわかりませんが、ネーミングライツというところもさらに検討することとも考えてございます。そういったところで、決して財源確保について手を緩めるとか、やめるとかということではございませんので、その点ご理解いただきたいと思っております。まとめの中で若干ポイントを絞らせていただいたというふうにご理解をいただきたいと思っております。

川村高司委員

ちょっと意地悪っぽい言い方で本当に申しわけないんですけど。最終的には今交付団体になっていますけど、その基準値というのは、ぎりぎりのところなんですね、交付団体になるかならないか。それに対して四日市市としては交付団体になることを目指しているのか。それとも自主自立の地方財政というのを目指しているのか。どちらのスタンスをとられているんですかね。

荒木財政経営課長

まず交付税の交付団体を目指すのかというようなことでございますが、私どもの認識としては、財政力指数が1前後の団体が一番財政状況は厳しいというふうな認識をしております。もらえるんやったら、多くもらいたい。そのかわり1前後ですと、もらえるときもあれば、もらえないときもあるというようなことで、この交付税をもって、その都市が豊かなのかというようなことは、なかなか実際には言えないのかなというふうに考えています。一般的には財政力指数が高いところ、例えば豊田市でございますとか川越町でございますが、こういったところについては、相当財政力は豊かというようなこととなっておりますが、1前後の市において財政力指数だけでそれを判断できるという認識は持ってございません。

私どもといたしましては、議員おっしゃっていただいたように、自主財源の確保に努めるといような財政運営を図ってございます。自主自立のまちづくりを進めると申しまし

ようか、交付税がたとえもらえなくても何とかやっていけるだけの自主財源の確保と申しましようか、そういうような観点で取り組んでいきたいと考えてございます。

川村高司委員

地方交付税というのは、そもそも富が都市部に集中するのを地方に再分配して、富の均衡化を図りましようという目的のものであって、三重県下で最大のまちの四日市市がもらっていますというのもスタンス的には恥ずかしいというぐらいの意識を持って、もらえるものは、国の借金がふえるか、市の借金がふえるかの違いというぐらいの認識で地方行政も財政運営していかないとあかんのかなとは思っていますので。ただ、今後の予定を見ていくと交付税はずっともらっていく段取りで計画を立てられているのかが非常に気になるんですね。

荒木財政経営課長

交付税の算定でございますが、入りの部分でございます基準財政収入額と、出の部分でございます基準財政需要額の差し引きでマイナスになれば交付団体というふうなことになりますが、入りについては実際に私どもの市税等が反映される部分が多うございます。出の部分に関しましては、国のほうで標準的にこれぐらいの人口規模だったらこれぐらいのお金が要るやろうということで算定されるものですので、本市の歳出の実態とはかけ離れたものがございます。ですので、何が言いたいかと申しますと、私どもが国に準じた格好で当然のことながら自主財源を確保するというにおきましては、そういう観点からいきますと、国に頼らない。反対に言いますと、地方交付税に頼らない。については交付団体とはならない団体を目指していくということになるろうかと思いますが、実際にその結果で交付税の結果をもちましてなかなか財政が豊かであるとか、それぞれ違うというようなことはなかなか一概には言えないということから、まどろっこしい言い方をしておりますが、当然のことながら、議員おっしゃっていただいたように、自主自立の財政運営、持続可能な財政運営を進めるということを認識してございます。

川村高司委員

当初予算資料36ページの2番目に行財政改革等の推進についてということで、行財政改革を推進し、また、その成果についての検証を踏まえということとかあるんですけども、

指定管理によるサービスが適切かつ確実に提供されているかという視点に立ちという意味がわからなくて、今指定管理がきちっと行われているかどうかの検証は、きちっと適正な検証をされていると言い切れませんか。

荒木財政経営課長

ご指摘をいただいた指定管理者制度につきましては、先ほど中川委員のほうからも若干ご指摘、ご意見をいただいておりますが、私どもの認識といたしましてはそういった課題が多いと。監査において監査委員の方々が実際の現場を見られた中でも、第三者的に見ていただいても、結構ご指摘の部分は多いございますので、本来あるべき姿と若干違って、課題が多いというふうな認識はございます。

川村高司委員

若干という言葉尻を拾って申しわけないですけど、具体的に現状を丁寧に検証してという、一般論ですけど、目標とする姿に対して現状とのギャップをどう潰していくかというふうに捉えていかないと、ここに出てくるのが全て抽象的な言葉になってしまって、申しわけないですけど、例年余り変わらない。本当に改革という言葉が適切なのかどうかというのが不安に感じるんですね。冒頭の言葉になりますけれども、改革する意欲というのが、現状に対して問題意識があるのかなのかというのはどう考えてみえるのか。

倭財政経営部長

指定管理の件でいろいろご意見いただいております。監査で指摘をされておるところも確認しておるところでございます。おっしゃられるように、確かにモニタリングレポート自体、ある意味取りまとめた形になってございます。

川村高司委員

指定管理に限らず。

倭財政経営部長

ええ、総合的なものもありますが、まず指定管理でちょっとお答えさせていただきたいんですけども、基本的にそういうところを踏まえて一つ一つ現実を見ながら直していく

必要があるというふうに考えております。ほかの面についてもそうなんですけれども、行政改革について、抽象的なことになっているというところがございますけれども、これについては行財政改革プランの2011につきましても、一つ一つ検証するなりして着実に進めていきたいというこちらのスタンスは変わりません。

先ほど申しました指定管理についても、やはり財政経営部のほうがマネジメントしていくと。指導権を握って、見直しをかけていくというふうなところで着実に進めさせていただきたいと思いますので、具体的な取り組みについて個々一つ一つどういう形ということではお答えできませんけれども、今議会でも例えば会議、審議会等のあり方、それから補助金についてもご意見いただいているところがございますけれども、一つ一つ、例えばヒアリングをするなり、問題点を洗い出す中で見直しをかけていきたいというものでございますので、いわゆる行財政運営の全般について、こちらとしては財政経営部が中心になって取り組みを進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

川村高司委員

各原課の担当の方々は一生涯懸命仕事をされているのに、予算がないからとか、そういうような一言で本来のあるべき姿でない、中途半端なものしかできないとかなってくると、職員さんのモチベーションにも影響を与えかねない。本当に必要なものには資本投下は必要ですし、無駄なものは削減しないとだめなので、今そのお金の使い方のジャッジが、非常にセンスがないなと思ひていますので、これから1年、また改めて私も頑張りますと宣誓して終わります。

早川新平委員長

お昼になりましたので、休憩に入ります。

11:56 休憩

13:01 再開

早川新平委員長

午前に引き続き委員会を再開させていただきます。

ご質疑がございましたら、挙手にて発言をしていただきます。

中川雅晶委員

病院企業会計の負担金補助金及び出資金についてお伺いさせていただきます。負担金と補助金と出資金とそれぞれ項目別に金額も入れていただいているんですが、この中で、まずわからなかったのが、委員会資料の1ページの負担金の5番目の病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費というのは、これは何ですかね。

伊藤財政経営部政策推進監

去年まで病院におりまして、予算をやっておりました記憶の範囲で申し上げさせていただきますが、共済追加費用に要する経費というのは、たしか今の法律が改正される以前の昭和37年ぐらいだったと思いますけれども、その当時の病院職員数よりもはるかに現在の職員数がふえている場合、その分についての共済の追加費用を一般会計のほうで負担するということになっております。そういうふうに総務省の繰り出し基準にもございます。それに基づいて負担金として出しているものでございます。

中川雅晶委員

ようわからないんですけど、これは全て総務省の繰出金の基準に基づいてということですね。この公営企業の繰出金の基準っていっぱいあるんですけど、その中で、この部分については負担金、補助金、出資金という形で、市と病院のほうが合意しましたよということで、理解させてもらったらいいいわけですかね。例年どおりなのか、例えば来年度予算で変わったところがあるのか。どういう経緯で決定しているのか、教えていただけますか。

荒木財政経営課長

病院の繰出金につきまして、下水道事業も含めてでございますが、まず企業会計の負担金、補助金、出資金に関しましては、各事業管理者から予算要求がございます。例年の申し合わせということではないんですけど、例年どおり、当然のことながら繰り出し基準に基づく費用に関しまして予算要求がございます。それに関しまして、例えば見るべきものはきちっと見ていくというスタンスで臨んでございます。1点、若干去年の予算のときと変更と申しましょるか変わった点でございますが、例えば病院企業会計補助金でございます

が、この地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費ということで、10分の10を補助金として支出してございますが、これに関しましては平成23年度までの繰り出し基準でいきますと、前々年度の経常収支の不足額で、不足する場合赤字であれば支出するという事になってございましたが、その後段でございますが、繰り越し欠損金のいずれが多い額が限度額ということがつけ加えられまして、どちらか、またはでございますので、当然のことながら病院企業会計におきましては累積欠損がございます。ですもので、この点は1点変わった点かなということでございますが、あとの部分につきましては通常のとおり支出してございます。

中川雅晶委員

ということは、病院企業会計の補助金の基礎年金の部分については、平成23年度以前であれば、黒字経営していただいている間は拠出しなくてもよかったわけですけれども、平成24年度以降は繰り越し欠損金があれば支出せざるを得ないというところということですか。

それと、公営企業の繰出金を見ると、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費と、性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費というのが一つのガイドラインになっていて、病院のやつを見ると細かくいろいろ出ているんですけど、病院だけ見てもたくさんのいろいろな経費の内訳がある中からこの部分だけをというのは、どういうガイドラインで決められたのかなというのはちょっとよくわからない。確かにこの部分もあるのかもしれないですけど、本当に病院の収入だけでは賄えない部分なのか、そうではなくて、当然これは一般会計で支出をしなければいけないというのをどういう形で決められているのかがちょっとよくわからなかったのですが。

荒木財政経営課長

端的に申しますと、繰り出し基準そのものが病院の医業収益をもって充てることができない経費について、一般会計で補うということで基準が示されてございます。例えばでございますが、特殊医療に要する経費ということで負担金がございますが、特殊医療、余り患者が来ないところで、高度な医療機器を得ます。当然、金額については相当するものということでございますが、そういった特殊医療とかという経費に関しましては、病院の医

業収益だけでは賄えないだろうという問題でございますとか、院内保育所の運営に関する経費ということで書いてございますが、これに関しては看護師の確保対策経費ということで、当然、病院が看護婦確保の対策を講じるために院内に保育所を設けると。それについては一定の 10分の10でございますが 利用料を差し引いたものは、当然一般会計のほうで負担するというようなことなど、繰り出し基準そのもの自体が全般的に委員おっしゃっていただいたような基準で策定されているということでございます。

中川雅晶委員

例えばこのそれぞれの負担金、それから補助金、出資金においても、出資金は2分の1ですけれども、10分の10というやつが結構ありますね。さっき言われた院内保育所もそうですし、救急医療に関することとか。10分の10のやつなんかは、その中身とかというのも精査されているわけですかね。

荒木財政経営課長

何度か例示を挙げて申しわけないんですが、院内保育所の運営に関する経費ということで、当然先ほど説明いたしましたように10分の10でございますが、院内保育所に当たっての運営経費がございます。これと保育料として実費負担いただく部分、これの歳入歳出の差し引きで要する経費といたしまして負担金をはじいてございますが、その場合におきましても経費の部分に関しましてはきちっと一般会計の私どもの立てた経常経費の5%削減であるとか、そういったことの調整と申しましょうか、査定についてはきちっと精査させていただいているという認識でございます。

中川雅晶委員

今回のこういう病院企業会計の負担金、それから補助金、出資金という形で分けて、項目も明示いただいて、こういう資料というのは毎年つくっていただいているんですかね。

荒木財政経営課長

毎年作成しておるということでございます。何年度からかという記憶はあれなんです、昨年度も作成して提出させていただいております。

中川雅晶委員

一般会計から公営企業への繰り出し、企業会計から見れば繰り入れですけど、ずっと決算カードを見させていただいて、黒字のとき、赤字のとき、金額は変動したりとか、また、今回の予算書では、前年度の予算よりは1億1000万円ぐらいは少ない予算になっていますよと。ところが、過去の決算から見ると、平成23年度なんかは15億9000万円を超える金額を繰り出ししていますし、平成22年度は10億4000万円程度とかという形で、変動するという部分はよくわかるんですけど、ただ、これがどういう形で精査して決めていったのか。経費というか、過去の経緯とかも含めて、もうちょっと明示したほうがいいのかなと思いますし、自治体の中でずっと見てみると、一般会計の負担の考え方というのをちゃんと明示して公開して、一般会計の負担のそれぞれの項目に当たっての考え方というのも明確に示した上で、国の基準と市が考えている繰り出しの考え方、基準とそれぞれの年度での繰り出し基準が決算ベースなのか、予算ベースなのかよくわからない。多分決算ベースで出されている自治体も見られると、本市もそういう形で一般会計から公営企業に対する繰出金、また、負担金、交付金も含めて全部繰出金のそういう開示というか見える化をしてあかなあかんのかなと思いますので、その辺もぜひ毎年出していただいているのであれば、こういう資料の作り方も工夫いただくようお願いをしておきます。

荒木財政経営課長

いただいたご意見を参考にいたしまして、きちっとしてまいりたいというふうに考えています。

中川雅晶委員

再度中身についてももう少し詰めていただいて、しっかりと本市の考え方と、それから病院と詰めるところも詰めていただきますように。総務省の考え方と本市の考え方と、結構総務省の繰り出し基準というのはざっくりと出してこられるので、全部が全部これに従わなきゃいけないという部分でもないのかなと思ったりすると、病院のそれぞれの経営の状態とかというのもありますので、その辺、議会にも、また市民にもわかる形で明らかにしていただくことを要望して終わります。

芳野正英副委員長

ちょっとお聞きしたいんですけど、局長通達って毎年出ると思うんですけど、年によって変動というのはあるんですかね。そんなにはないんですか。

荒木財政経営課長

先ほど申しましたような大きな制度の改正とか、あるいは細かい部分の通知とかという考え方は出てくるというふうでございますが、ただ、毎年大きく変わるようなことについては、前もって、例えば平成26年度から改正しますよとかいう方法で周知されておりますもので、突然局長通達で大きな制度変更というようなことはないと思います。

芳野正英副委員長

先ほどの中川委員のご指摘もあるので、今後、この負担金とかのもう少し詳細な資料を出すときなんかにも、そういう事前の局長の通達なんかでも、来年度にかからなくても2年後ぐらいにこういう変動がありますみたいなことなんかもあわせて触れてもらえれば。基準そのものという結構分厚いものですし、そこまでは要らないと思うので、そういう動向を見越したものをに入れてもらえればなというふうに要望して終わります。

早川新平委員長

他にございませんか。

野呂泰治委員

一点だけ。39ページの土地の評価業務、これの場所というんですか、どのくらいあって、将来の固定資産のあれになっていくんやろうと思うけども。

駒田資産税課長

この土地評価業務につきましては、昨年の予算常任委員会全体会の中でご説明させていただきましたが、現在、市街化区域の中の土地の評価を改めていくというようなことで、次の評価がえの年に平成27年度の課税から評価を一本化させていただくということで進めておる業務でございます。これは3年計画でやっていくということでやっております、具体的には路線価をもとに評価するような形にしていくということになっておまして、

今やっておりますのが路線価の方式をとっておるところと、比準方式といいまして、標準地というのがございまして、それと直接、個別の土地を比較しながら評価額を決めていくという方法で評価しているところと併存しているわけなんです、それを路線価方式という形で一本化させていただくと。影響につきましては、どちらにしても標準地というのを、路線価を布設する場合も比準方式をとる場合もっております、同じ土地を使っております。ですので、これに改めることによって税額的に大きく動くとかそういったことはないというふうな形で認識はしております。

野呂泰治委員

ようわからんのやけど、それによって固定資産税には影響してくるんですか。そんなのは関係ない。ふえる、ふえないとか、計算方法に。

駒田資産税課長

計算方法は異なるわけなんです、もともとの土地の価格は同じものを使いますので、これに改めることによって固定資産税が上がる、下がるというのは、土地の形状とかによって多少は生じるかと思いますが、これに変更したことによって大きく全ての土地が上がってしまうとか、下がってしまうということはございません。

野呂泰治委員

もう一步突っ込んでいくと、市街化区域と市街化調整区域がありますね。市街化調整区域の場合はそうではないんだけど、宅地になっているときの土地の評価というか、価値というか、税金というか、家屋ですね。いろいろあるんだけど、その辺は若干いろいろ違うというか、家を建てておっても、市街化調整区域と市街化区域では違うと。税の計算の仕方が。そんなのは、増税みたいな格好になるので、その辺は。

駒田資産税課長

市街化調整区域と市街化区域ということなんですけれども、主にうちの市が土地の評価に使っておりますのは比準方式という形です。市内で約1000ポイントの土地について、鑑定士とか、地価の公示をもとに価格を決めておるわけなんですけれども、その中には市街化区域のところもございまして、市街化調整区域のところもございまして、それぞれ状況

が類似したというような言い方をするんですが、宅地なら宅地、農地なら農地という形でそれぞれの標準地を置いておりますので、市街化区域の中の農地とか、市街化調整区域の農地というのは当然価格も違うものですから、そのあたりについては安いところは安くなる。高いところは高くなるというような形でということなんですけれども。その辺、お答えになったかどうか、私もわからないところがございますので、もしあれなら、もう一度、補足させていただきますので、よろしくお願いします。

野呂泰治委員

わかりました。また後で聞きます。

早川新平委員長

他にございませんか。

中川雅晶委員

予算に直接どうのこうのではないんですけど、公共施設ストックマネジメント事業をつくっていただいて、それに基づいて施設整備をされるということで、非常にわかりやすく評価するところなんですけど、これはあくまで公共施設のストックマネジメントなのでこれはこれでいいと思うんです。ただ、部局が違うということはあると思うんですけど、今、補正予算でもそうなんですけど、社会インフラの整備とか維持管理とかということをやっているじゃないですか。それが多分に都市整備部に集中していたりとか、残りは上下水道局とか公営企業になったりとか、四日市港だとかという形で、なかなかそれを一元的に管理するのは基本的にどうかなとは思っていたんです。

ただ、やっぱりこういう公共施設ストックマネジメントを見ていても、そういう社会インフラも一元的に、そういう補修とかした部分とかを落とし込んでいかなきゃいけないのかなとか思っていたり、例えば道路の中に埋まっているものも、それぞれをマッピングするのではなくて、しっかりと統一してマッピングするようなシステムであったりとか、補修とか修繕をしたのであれば、そういうこともそれぞれ一元的に管理できたり、マネジメントできる方策も、公共施設だけではなくて社会インフラについてもそういう考え方を持てないのかなと。

これはどこが主導していけばいいのかというのはなかなか難しいんですけど、ただ、最

終的には財源というか、財政経営部に係ることなので、ここからと思って、今言っているだけなんですけど、その辺ざっくり考えがあれば。

倭財政経営部長

公共施設のストックマネジメントというところで、総合的にはいわゆる組織の有効活用、長寿命化、利活用と、トータルでのマネジメントをどう考えていくかというご指摘をいただいたわけでございます。今ご指摘いただいたとおり、例えば道路にしる、そういう公共インフラにしる、それから施設にしる、やはり既存ストックの有効活用というふうなことがございますので、トータルで、全てをいかに長く、いかに機能を低下させずにと。そのスタンスは全庁的に持っております。

ただ、今各部局が個々にやっておるというのが実態でございます。行財政改革プランの2011にもそういうところも含めて進捗していくというふうなところで、トータルではある程度その内容については洗い出しをして、上げさせていただいているというところがございます。ただ、一元的に財政経営部でマネジメントするかどうかというところはなかなか難しいんですけれども、ただ、全庁的に同じ視点を持ってございますので、そこら辺について、当然、各部局によって内容が違いますので、ある一定の部局割りというのは必要になってくるかと思えます。そういった中で、トータルで、そこら辺のマネジメントと申しますか、全体的に管理できるようにというところでは財政経営部なりが進捗管理はある程度見ていくというふうなところで考えております。ただ、一元的に全てということは今のところそこまでのことは思ってございませんけれども、全体のマネジメントというところは、やはり財政経営部がある程度指導していきなり、リードしていくことは必要になってくるというふうに今認識してございます。

中川雅晶委員

インフラ、公共施設もそうですけど、ずっと戦後から高度経済成長にかけて、昭和60年ぐらいまでずっと人口圧力に対応していたという部分があるんですけど、本市の総合計画を見るように、もう人口圧力ではなくて、人口減少にどう対応していくかということで、そのためにいろいろ有効活用というのが施設の部分では出ていると思うんですが、社会インフラについてもこれは同じで、資産台帳をしっかりとしていくというのはそうですし、それを電子カルテで整備していく。それも一元的にしていかなきゃいけないし、この間一

般質問でもあったように、いろいろな構造物に関しては、新しい技術で検査するということも導入していかなきゃいけないし、何よりも財源が限られている中でどれを優先順位にしていくかということがここは求められているところなので、それをどういうふうに優先順位をつけていくか、マネジメントしていくかとなれば、一元的に管理していくというのも、せっかく公共施設のほうではこういうストックマネジメントの手法でやっておられるのであれば、ぜひその辺も早急に確立をしていかないと。多分、世の中そういう流れで一気にぐっといくと思うので、早く進めていただくことをお願いしておきます。

早川新平委員長

他にご質疑もないようですので、質疑を終結します。

全体会に上げる案件というのはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ないようですので、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

別段討論はないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第22目諸費中市民税課、財政経営課（関係部分）、第2項徴税费、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第12款公債費、第13款予備費、第2条債務負担行為（関係部分）、第5条歳出予算の流用について、議案第14号平成25年度四日市市桜財産区予算につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第22目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第12款公債費、第13款予備費、第2条債務負担行為（関係部分）、第5条歳出予算の流用、議案第14号 平成25年度四日市市桜財産区予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

続いて、補正予算のほうに入ります。

議案第28号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第22目 諸費中財政経営課関係部分

第11款 公債費

第2条 繰越明許費（関係部分）

第3条 地方債の補正

議案第36号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

第3条 地方債の補正

早川新平委員長

議案第28号、議案第36号について理事者のほうから説明をお願いいたします。

荒木財政経営課長

まず、議案第28号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第7号）の分をご説明させていただきます。

まず、第1条歳入歳出予算の補正ということでございまして、第2款総務費、第1項総務管理費、第22目諸費中財政経営課関係分についてご説明させていただきます。補正予算書におきましては32ページ、33ページをお願いいたします。

なお、説明につきましては、こちらの2月補正予算参考資料という資料に基づきましてご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

諸費の中の財政調整基金の積立金でございます。1ページに財政調整基金について記載させていただいております。今回の補正におきましては、まず11月補正でお願いしておりました繰り入れについて、繰入金1054万6000円を戻させていただくという上で、決算剰余金の2分の1の相当額の残り部分6億2258万円と運用益を合わせまして6億2300万円余りというのを積みさせていただきたく、予算計上いたしております。結果といたしましては、本年度末残高においては91億5000万円余りとなっておりますが、平成25年度当初予算におきまして3億円繰り入れてございますので、最終的には88億6000万円弱を予定してございます。

続きまして、第11款公債費についてご説明いたします。予算書の50ページ、51ページをお願いいたします。

第11款公債費についてでございますが、第2目利子についてでございます。こちらにつきましては、地方債の借入額の減及び借入利率が想定を下回ったということから、地方債利子といたしまして6300万円の減。一方、一時借入金といたしましては一時借入金の利子の実績がなかったこと、借り入れの実績がなかったことに加えまして、繰替運用利子が想定を下回ったことによりまして2200万円の減を計上いたしてございます。

続きまして、歳入全般の説明に移らせていただきます。説明につきましては予算常任委員会資料をお願いいたします。

まず、市税についてでございますが、資料の3ページをお願いいたします。市税につきまして、主な補正理由ということで、補正枠とともに記載させていただいております。まず個人市民税につきましては給与所得者及び1人当たりの給与がそれぞれ見込みを上回ったということから2億5000万円の増を計上いたしてございます。

続きまして、法人市民税についてでございますが、こちらにつきましては建設業や通信業を中心とした非製造業で増収となってございまして、当初の想定を上回ったということから4億5000万円の増を見込んでございます。

さらに固定資産税につきましては、IT関連企業において投資計画が上振れしたことなどにより、償却資産税におきまして見込みを上回ったことから3億3000万円の増を見込んでございます。

また、事業所税につきましては、企業の吸収合併でございますとか、決算期変更により本来25年度に申告される税の増収の一部が平成24年度に申告納付されたことから、1億円の増を計上いたしてございます。個人市民税から事業所税まで、市税全体といたしまして11億3000万円の増を計上いたしてございます。

資料戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。歳入全般ということでございまして、市税以外の特定財源のうち精算に係る部分を除きまして主なものについてご説明申し上げます。

まず、主な内訳の欄を見ていただきますと、黒の枠の白抜きの字で、経済対策の印がつけてございます。これにつきましては、後ほどご説明申し上げます経済対策分に係る特定財源ということでご理解していただければというふうに思います。

まず、第12款負担金及び負担金。193万2000円の追加計上をいたしてございますが、その下のところでございます。一般の土木災害復旧費負担金、76万8000円の減額をお願いしてございます。これにつきましては11月定例月議会に予算常任委員会全体会でご議論いただいております。また、2月21日の予算常任委員会協議会にて、見直し案についてご説明させていただきます。これに係る災害時における農業用施設の地元負担金でございます。

こちらの見直し部分でございますが、災害時における地元負担金につきまして、災害という特殊要因を考慮いたしまして、従来の地元負担いただく分の2分の1を免除するという見直し案につきまして反映した上で予算計上を行ってございます。既に11月補正で100万円地元負担金を計上してございますが、国への増嵩申請の結果、補助金が多く交付された。さらには負担金について見直しを行いました結果、負担金といたしましていただく金額は23万2000円ということになってございまして、100万円から23万2000円の差額の76万8000円を減額してございます。

次に第15款県支出金をお願いいたします。こちらにつきましては一番下の主な内訳の欄

から下から三つ目でございますが、先ほども説明させていただきましたが、農業土木災害復旧費補助金ということでございまして、災害査定の結果、事業費が1000万円から増額してございますが、今回の増嵩申請によりまして通常65%で交付されるものが89.7%交付されることとなりまして、増額するものでございます。

続きまして、一つ飛んでいただきまして、第18款繰入金でございますが、歳出の積立金のところでもご説明申し上げましたが、財政調整基金につきまして、11月補正にて繰り入れを行った部分の戻しをするということから、財政調整基金繰入金といたしまして1000万円余の減額を計上いたしてございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。第20款諸収入でございます。内訳の欄の下のところでございますが、緊急消防援助隊活動費負担金ということでございますが、こちらにつきましては、東日本大震災において消防がそれぞれ現場に救助援助活動を行った際にかかった職員手当でございますとか、旅費等々に関しまして国から交付されるものでございまして、1900万円余の追加補正を計上してございます。

続きまして、第21款市債についてでございますが、経済対策分に係る増額及び精算に係る部分の減額、さらには債券調整に伴う減額をしてございます。その一例で、一番下から三つ目でございますが、臨時財政対策資金につきましても9億6800万円の減額を計上いたしてございます。この結果といたしまして、一般会計トータル9530万円余の減額となっております。

それと、下のところの資料の説明でございますが、今回の補正予算第7号における財源調整の考え方でございます。市税で約11億円、2月補正の精算　これは歳入分のへこみと歳出分のへこみ、それぞれ精算いたしますと、その部分の精算部分でございますが約7億円が財源としまして、合わせまして18億円出てきてございます。これを今回経済対策に係る財源といたしまして1.1億円。それと、財政調整基金の積立金の2分の1ルールに残り部分でございますが、6.2億円。また、市債につきましては臨時財政対策分といたしまして9.7億円を減額するほか、発行が少額なものや交付税措置が少ないものなど、財政的なメリットが少ないというものにつきまして減額しておりまして、持続可能な財政運営という視点から財源調整を行ってございます。

続きまして、第3条の地方債の補正ということに関しまして補正予算書は12ページ、説明につきましては今見ていただいております4ページでご説明申し上げます。地方債についてでございますが、精算分による減額、経済対策分に係る増額及び財源調整に伴う減

額についてそれぞれ目的別に記載させていただいてございます。

詳細については5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。5ページ、6ページでございますが、それぞれ区分、事業名、補正額、起債の種別、積算基礎につきまして、一覧表で整理させていただいてございます。財源調整の考え方でもご説明申し上げましたが、例えば区分のところ、2番の衛生債のうち、2段目でございますが、清掃運搬施設整備ということで2010万円の減額をしてございますが、こちらにつきまして、先ほど私が申し上げました精算分の減額もございますが、交付税の算入がないということから全体の収支状況を勘案する中で財政的なメリットが薄いということから、全額減額してございます。発行を取りやめたということでございます。なお、平成26年度までの発行予定となっております合併特例債につきましては、8420万円の増額を行ってございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。7ページ、8ページはそれぞれ棒グラフを見ていただく中で、お願いいたします。一般会計におきましては、企業債の市債の残高でございますが、平成24年度の補正後におきまして、平成23年度よりも約50億円の減、さらに平成25年度におきましても37億円の減を見込んでございます。また、特別会計、企業会計を含む市全体の残高におきましても、病院事業会計や農業集落排水事業特別会計におきましては増額となるものの、全体といたしましては平成23年度から平成24年度で45億円の減、さらに平成24年度から平成25年度で40億円の減を見込んでございます。

続きまして、今回の国の経済対策に関しまして、2月補正予算参考資料にて取りまとめさせていただいてございます。19ページをお願いいたします。

まず、国の緊急経済対策への対応についてということで取りまとめてございます。概要といたしましては、日本経済再生に向けた緊急経済対策の第1弾として国費ベースで約10.3兆円規模の対策を行うということになってございます。この経済対策におきましては、防災安全交付金として重点化するとともに、今回に限定した措置ではございますが、地方の経済対策に伴う地方の負担を軽減するという観点から、地域の元気臨時交付金が創設され、地方負担額のおおむね8割を基本として配分されるという見込みになってございます。

続きまして、補助金の交付要件でございますが、それぞれ従来どおり、個別の採択要件に加えまして、今回は特に国の補助金が繰り越すという観点もありますことから、平成25年度で確実に完了できる事業が対象となってございます。

それから、最後でございますが、本市の対応といたしまして記載させていただいてございます。こちらにつきましては県と十分に内容の確認を行った上で緊急性や優先度の高い

ものから順番に事業選択を行ってございます。さらに地方負担を軽減する措置、地域の元気臨時交付金が交付されるということになってございまして、これにおきましても積極的に対応していくこととしてございます。

その結果といたしまして、一般会計でここでの記載は6億9000万円というふうになってございますが、続いてご説明申し上げます補正予算第8号も含めると7億2000万円、農業集落排水事業特別会計や下水道事業会計を加えますと、全市トータルで10.5億円と。大規模な経済対策となってございます。

続きまして、20ページ、21ページでございまして、第8号で追加の補正がございまして、こちらの全体の一覧表につきましては第8号のところでご説明申し上げます。

続きまして、22ページ、こちらは緊急経済対策第1弾ということで、2月26日に予算として成立したものの一覧表でございまして、これにおきまして、それぞれ1番の復興・防災対策から、三つ大きく項目が分かれてございまして、それぞれの項目につきまして本市の状況と予算措置という欄を設けまして整理してございまして、本市におきましては、1番の復興防災対策というところの命と暮らしを守るインフラ構築という項目以下、7項目が該当してございます。また、項目によりましては今後の対応となっているものもございまして、例えば、23ページに記載してございまして、暮らしの安心地域活性化という項目の一番上段にございまして安心できる医療体制の構築と推進の関係項目でございまして、あるいは中どころよりちょっと下にありますが、地方交付税の交付金の増額ということもございまして、さらには地域の元気臨時交付金関係が今後対応していく必要があるというふうなことを思っておりまして、これらにつきましてはできる限り早く情報収集を行っておりまして、また議会の皆様にもご説明させていただく中で迅速に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

川森管財課長

私のほうからは繰越明許費についてご説明させていただきます。資料でございまして、2月補正予算（第7号）案の概要というのを見ていただきたいんですが、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思っております。

8ページ、9ページには平成24年度繰越明許費一覧表というのがございまして、その中の一番上段の総務費、総務管理費の非常用電源等対策事業というものでございまして、954万3000円を繰り越しさせていただきたいというものでございまして、これにつきましては、先

ほど午前中に森委員のほうからもご指摘をいただいているところでございますけれども、本庁舎及び総合会館におけます津波対策をどういうふうに考えていくんだということで基本設計、そして基本設計をもとに実施設計等々やっていくということで予算をお認めいただいたものでございますけれども、津波被害の想定をしていく中で、いろいろ本庁舎が水につかったときに、現在、東側の非常電源は1.5m程度の高さでございます。これは想定されております津波高が2mということでございますので、それに対応するような状況で、水につかった後、どういった影響が出るのかということで、応急措置がとれるのかとか、あるいは施設設備の修繕ができるのかとか、その後の更新は必要となってくるのか等々、いろいろなことを念頭に置きながら、どの機器を移設しなければならないのかというようなことを抽出してまいりました。

基本設計におきまして、こういった施設を移す機器の抽出と、それから、移すとするとどの場所という候補としてどういったところが考えられるのか、幾つか候補を選んで、そういったことのめどをつけていくという作業をしておりました。そういったことで当初の基本設計の委託の発注に当たりまして、若干といたしますが、時間がかかってしまいまして、年度内完了が見込めなくなったということで、基本設計については年度内にでき上がるわけでございますけれども、その後、実施設計まで必要でございますので、その点について繰り越しさせていただきたいということでお願いをさせていただくものでございます。

荒木財政経営課長

補正予算第8号の歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条の地方債補正につきまして一括してご説明申し上げます。本日お配りした2月補正予算(第8号)案の概要に基づきましてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。補正予算第8号に関しまして、歳入全般ということで、まず歳入のところでございますが、国庫支出金及び市債につきましては、それぞれ歳出に係る特定財源というふうになってございまして、不足する財源につきまして財政調整基金からの繰り入れで対応して収支均衡を図ってございます。

さらに地方債の変更ということで記載させてもらってございしますが、これにつきましても、歳出に係る特定財源ということで460万円の減額補正というふうなことで計上させていただいてございます。また、さらに一番下の表でございますが、財政調整基金の残高の推移につきまして、掲載させていただきました。7号補正では、今年度末の残高、91.5億

円というふうになってございましたが、今回の補正におきまして2000万円余りを取り崩すということから91.3億円というふうになってございます。

最後に、資料5ページと6ページをお願いいたします。こちら横の表になってございますが、今回の緊急経済対策の事業の一覧表ということで、1番から17番までと特別会計、企業会計を合わせまして19件、全てを網羅した一覧表を作成させていただいてございます。今回5番と6ページの15番でございまして、こちら、変更前、変更後ということで記載させていただきました。この結果といたしまして、一般会計で件数17件は変わりございませんが、規模的に約3000万円の増となっておりまして、7億2000万円余り。特別会計、企業会計を合わせまして約10.5億円というふうになってございます。

説明については以上でございます。

早川新平委員長

1時間たちましたので暫時休憩いたします。

14:00 休憩

14:11 再開

早川新平委員長

休憩前に引き続き委員会を再開させていただきます。

それでは、先ほど説明をいただきました内容について質疑がございましたら、挙手にて発言をお願いいたします。

芳野正英副委員長

さっきの本会議の質疑がまいちよくわからなかったんですけど、そもそも国の内示が出て、内示額をもとにして第7号を上程してきたのが、また、こういう形で第8号が出てくるという経緯がよくわからないんです。もう一回説明していただけますか。

倭財政経営部長

きょう改めて第8号をお願いしたわけですが、まず第7号の経済対策について

は各部局、国から県を通じて参りまして、当然事前に事業量の調整があるという中で、相当綿密に県を通してやりとりする中の額でございまして、この時点の額というのは内示額ではございません。そういったところで、通常の交付金事業もそうなんですけれども、当然計画なりを上げていくわけでございますけれども、事業量調整ということで、こういった事業が可能なのか、それを調整する中で、ある程度規模的な枠組みも来ておりますもので、そこら辺でできるだけ四日市市としてとりにいった、その調整の額をまずは第7号で上げさせていただいているというところでございます。

第8号については、そういった中で2月26日に国会で補正予算が可決されたというところで、26日、27日あたりで内示を確認させていただいたと。そういった中で、今回第8号で上げさせていただきました2件について数字が違って来たというところで、通常、例えば需用費ベースで市営住宅が4000万円の増額になってございますが、基本的にこちらが要求した以上に来るということは、ほとんど国の制度的にはないんですけれども、全国の予算配分の中で多分残余が出て来たという形での追加配分的な形になったと思うんですけれども、県下でも3市だけで、特に要求の大きい市町に振られたというふうなことで確認をとってございますけれども、そういったところで、あくまでも第7号は調整段階、県とのやりとりによって、県のほうにある程度の調整をした額。内示後の額が第8号というふうなところでご理解をいただきたいと思えます。

本会議でも都市整備部長が申してございましたけれども、実際、今後こういうようなことがあっては困りますので、今後のことは間違いなしにというところまでお約束はできませんけれども、情報収集に努めてできるだけこういうことが起こらないような形で補正を上げさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いしたいと思えます。

芳野正英副委員長

政策推進部作成の第7号の四日市港管理組合負担金の資料には、内示額を提出していますというふうには書いてあるんですよ。補正予算の内示額を提出していますと。それを見て、内示が出ていたのに、内示が変わったのから第8号が出てきたと思っていたんですけど、そうすると、違うということですか。この資料。政策推進部の作成資料なので、これが間違っていたかもしれないんですけど。

これは第8号が上がってくる前の資料ですから、合っているのは合っているんです。四

日市港管理組合のやつは8号で変動はないからいいんですけど、これは2月27日の朝にいただいた資料で、第8号の上程前なわけですよ。そのときには内示額と書いてあったので、第7号全体が内示額なのかなと思っていたんですけど、さっきの説明では違うということですか。

倭財政経営部長

この資料、27日バージョンということですね。物にもよりますけれども、26日に国会を通りまして、その後、資料的には出てきてまいってございますので、27日には確認作業はできますので、早いものについては当然県を通じて来ているということもございまして、ここで言われる内示額というのは実際出た後の内示額だというふうに思います。内示が出た後の資料ということで考えていただいて結構だと思います。決定が26日でございますので、それ以降にはオープンになってございまして、その後の資料ということでご理解いただいてもいいと思います。

芳野正英副委員長

そうすると、補正の第7号の上程を、例えばきょうというぐらいにしておけば、第7号、第8号というややこしいことはなかったということですか。26日の決定を待って、議会上程すればよかったのかどうかというのは、総括的に今考えられるとどうですか。

倭財政経営部長

ご指摘いただいたように、確かにきょう上程すればということもございまして。ただ、一つは国会のほうがいつ通るかわからないということもございまして、いつ内示が出るなり、額がどの程度確定するかというところは、なかなか難しいところもございまして。そういう面では、例えば当初予算につきましては、当然県のほうにうちとして事業計画的に上げさせていただいた額ですので、通常の1年間の予算を見ていただきますと、厳密的にはまだ予算が通ってございませぬので、6月ごろに通っているやつのみ通常ですと補助のあれが来ると。来た上で9月なりに補正させていただくということがございましてもので、どうしても確定までということになりますと予算のスケジュール上難しいのかなというふうなところで思っております。そこら辺、できるだけ情報収集する中でより正確な数字という思いはございましてけれども、国のスケジュールになかなか市議会のスケジュール

を合わせるとするのは難しいのかなというふうに認識してございます。

芳野正英副委員長

なかなか補正が3月に入るというのはないので、今後同じようなケースがあったときのためにこの点は申し送っていただいて、決断していただければなと思いますので、またよろしくをお願いします。

倭財政経営部長

実際これまで平成22、23年の3月定例会で、いずれも国関係で経済対策をやってございます。ただ、それについては数字的なぶれはございませんでした。ある程度うちのほうで調整して、申請したものについて、同額で内示を受け取るという状況でございました。ただ、今回は変わりましたので、今後このようなケースが出るということもございます。教訓にさせていただいて、それをもとに対応させていただきたいと思っております。

国についても、なかなかこちらから言ってどうということはないですけども、市町については、議会の手続もあるというふうなところも国のほうに若干認識していただいて、できたらというふうな思いではおりますけれども。なかなかこれは難しいと思いますけれども、国と市のスケジュールの違いはございますけれども、それこそ肝に銘じて、できるだけ教訓にさせていただいて、計上についてはよりシビアにさせていきたいと思っております。

芳野正英副委員長

別件ですが、第7号の資料の歳入の3ページで、市税の動向で、固定資産税が当初予算を上回るということで、IT関連企業ということになっているんですけど、これはどういふようなところなんですか。わかりませんか。

内田財政経営部次長兼市民税課長

IT関連企業、特に東芝関係のほうの設備投資、既存のところにも新たに設備投資等はございまして、当初見込みはそれを上回ったということでございます。

芳野正英副委員長

これはいつも東芝の場合、IT関連企業と言っておったんでしたっけ。去年の固定資産

税増のときも。忘れたので確認なんですけど。

駒田資産税課長

東芝の関連でございますけれども、東芝とサンディスクというアメリカのメーカーがございまして、そちらで合併のような形で企業さん、幾つか立ち上げてございます。それで、製造とともにそれぞれ別の会社という形で運営しておりまして、ですので、一くくりにしてIT関連企業というような言い方をしておるわけなんですけれども。

早川新平委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

野呂泰治委員

これだけ高額な補正が毎年あるのかなというのと、私は決してそうではないと思いますのでね。政権が変わったからどうということはないんですけれども、こういったことが起こったときにきちっとできるような体制が望ましいと思います。これ、補正が通っても、実際実行するのは4月、5月、6月となってくるので、だから15カ月予算と言っていますけれども、国会の答弁も聞いておったけど、これはつくってもらってもいいんだけど、実際にやる仕事というのは平成25年度になってしまうと。平成25年度の本予算はどうなるんだというふうなことで、予算はもらったけれども、地方は大変なんだと。地方の事務は業者もないし、一体本当にこの事業ができるのかと。そうすると、全て基金になってしまわへんのかというふうな議論も国会しておりましたのでね。これ、決まれば業者は早くしてくれと言うに決まっていますので、その辺、関連部署にもしっかりと説明していただかないと、また誤解を招きますので、その点だけひとつ意見として申し上げておきます。

早川新平委員長

他にございませんか。

川村高司委員

2月補正で、財政調整基金の残高が91億円何がしと出ているんですけど、貯金が趣味の

ような状況になりつつあって、四日市市の財政状況という話になると、非常に厳しい財政状況を鑑みてという言葉が踊るんですね。実際問題、市債残高とか財政調整基金で、ほかにも基金等々全部で預貯金というか、二百数十億円ありますけれども、今の財政状況は厳しいというふうに本当に考えてみえるのか。補正予算で今回市税収入が11億円上がってきて、今厳しいと感じてみえるんですかね。まずちょっとざっくりと。

荒木財政経営課長

現行、厳しいということまでの認識というのはございませんが、いつも部長のほうから説明させていただいておと思うんですが、平成26年度までは合併の特例措置ということで、交付税がそれぞれ一本算定と。昔の一本算定に換算してもらっていると。ひいては、事業所税も差し引きされる収入額の中に算入されていないという現状がございます。ですので、交付税に関しましては平成26年度以降、段階的にそのメリットがなくなっていくということもございまして、あるいは現在収入面で一番大きく寄与しているのは、IT関連関係の償却資産税でございます。償却資産税と申しますのは約5年間でほぼ償却いたしますので、税収といたしましては非常に短期でしか見込めない。先行きの投資についてもそういった大型投資が今後いつとまるというような状況も懸念される中でございまして、そういったことから、今は中長期的な視点、先行き、ちょっと不安要素もございましてよという観点から、それに向けて財政運営をしているというような状況でございます。

川村高司委員

平成12年度制定した企業立地奨励金で固定資産税の50%キャッシュバックセールを大々的に今もやって、今回補正で減額補正されますけど、来年度以降もやられるとか。それを見直す予定は当然ないし、片や貯金はどんどん積み上がっていくと。小川議員がよく言われていますけれども、リーマン・ショックで減収したとはいえ、それなりの対策債が発行できるなど、他にも対策はいっぱいある中で、本当に財政調整基金100億円を目指すことに意味があるんですかね。それこそ名古屋市じゃないですけど、個人市民税を5%減税してあげても10億円もいかないんですよ。そういう発想とかないですか。税金を使わないでどんどんたまっていく、結局何もしていないということですね。であれば、返すべきじゃないとか、そういう発想はないんですか。

倭財政経営部長

例えば返還という、そういうご意見もいただいたわけでございますけれども、今課長のほうから説明させていただいたように、中長期的に見ると厳しいというふうなところで考えてございますし、当年度で見ても、例えば平成25年度予算でも財政調整基金の3億円を取り崩させていただいたというところをご理解いただいていると思います。その中で、確か以前も財政調整基金の目標額はどうなんだとご指摘いただいて、行財政改革プラン2011の目標額は平成25年度で75億円という数字になってございます。その中で、東日本大震災もあって、備えるという意味では100億円というところも視野に入れているというお答えをさせていただきました。確かに今91億円というところもございますので、地方財政法の基本的なルールである、剰余金の2分の1と。ここら辺をまずは基本に据えて、先ほど申しました100億円というところもございますけれども、今ご指摘いただいたような、やはり市民の方にいただいた市税を事業としてどう使っていくかというところもございます。そういったところで、今回も一つは市債の借り入れの抑制、それから財政調整基金、それから今回国の事業が非常に大きい。10億円規模というふうなところで市単独での経済対策という形はとってございませぬけれども、そういうところでいただいた税金の使い方については、事業的にどうだということも当然視野に入れながら考えていく必要があるかと考えてございます。単純に貯金してどこまでもふやすという思いではございませぬ。ストックマネジメントにしても、具体的に長期的な今後の経費というところも見ておりますので、ある意味そういったところも視野に入れながら、今後の財政出動というのも考えていく必要があるかと思っておりますもので、トータルで、将来を見据える中でどういう形の財政運営がいいのかというところで、方針を立てて対応してまいりたいと考えてございます。

確かに交付税にしる、償却資産にしても、例えばそれがなくなったとしても、交付税というふうなところはございますけれども、それにしても例えば今IT関連ですと数十億円というところではあります。基準財政収入額にしてもあれは75%算入ですので、残り十数億円、これが一気に来るというところもございますし、いろいろなところを財政運営していく中ではリスクも考えて対応させていただく必要があるかというふうに思っております。ただ、額的にも現在91億円というふうなところでございますので、今いただいた点を重々認識しながら、今後財政運営に努めていく必要があるというふうに考えてございます。

川村高司委員

午前中にも質問したような、交付団体云々で、本来、厳しいところが交付されるべきでありましたが、今のお話だと、そんなに厳しくないという認識の言葉があったので、それは全然180度違う認識ですか。厳しくないと言われましたよね、さっき。

早川新平委員長

川村委員、よくわかるんだけど、見方によって、そういう表現になったり、財政調整基金は多ければ多いほどええという部分も執行部側には当然あるので。川村委員のご指摘はごもっともで、例えば100億円目指しとるんなら、100億円たまったら返済していくとか、そのところはないんですよ。100億円になったら、また、今のような答弁になってくると思うのでね。そこをはっきりしておくという部分で。別に、荒木課長のことを責める気もないんやけど、そういう表現だけで、部長が今言うたみたいにそれやったら厳しいと言うとけという問題じゃなしに、本当のところを市民は知りたいので。100億円貯金があって、一方ではまだいろいろ厳しいというところやから、ビジョンだけ一つ持っとしてほしいという意味で川村委員は指摘していると思うんやけど。

倭財政経営部長

今、財政が厳しくない、順調なんだと。財源的に余裕があるとは決して思っていません。平成25年度にしても、当然この予算編成には繰越金も6億円入れさせていただいて、また、財政調整基金からも3億円ということで、通常ですと予算というものは当該年度の歳入をもって歳出に充てるのが基本ですので、そういう意味では、繰入金も繰越金も入れさせていただいて平成25年度予算を計上させていただいているところでございます。

ただ、他市に比べればまだいいという形で思っています。決してそれが先を見る中で、安泰だとは思っていません。先ほど申しましたように、いつどうなるかもわかりませんし、そういう面では他市の状況も見る中で、中核市は相当財政調整基金のストックを持っている状況もございますし、県下の1人当たり各市を見ても、四日市市がそれより大きいかという、県下の1人当たり平均が4万5000円で、うちは今回最終的な数字で2万9000円というふうなところでございます。確かに人口規模もございますけれども、一つの目安として1人当たりの額はそういう状況でございますし、四日市市としては一般会計が1000億円規模でございますので、そういった中で、事業としてどういう形で貴重な市税を使わせて

いただくかというところも踏まえて、トータルで財政運営をさせていただきたいという思いでございます。

川村高司委員

たしか平成23年の中期財政収支見通しのときは、平成25年度はたしか25億円ぐらいの赤字かなんかを見込んで立てられていたはずなんですよ。平成24年度は9億ぐらいの赤字で。ところが、実際やってみると、財政調整基金にどんどん積み立てて、どんどんお金が余っていますよみたいな。当初の見込みが甘過ぎて、赤字詐欺といったら怒られるかもしれないですけども、苦しい、苦しいって当初の見込みは言っているけれども、ふたをあけてみたらそうだと。だから、見込みが甘いんじゃないかとか、もっと精査していく必要があるんじゃないか。丁寧な積算というか、そういったものが必要なのではないかというふうに感じますので、その辺、もうちょっと丁寧な作業をお願いしたいということを申し上げて終わります。

早川新平委員長

各部署が頑張ったで、出てきたんやと。そういうプラス思考でいくように。他にご質疑ございませんか。

野呂泰治委員

議員間討議みたいになるんですが、川村さん、四日市市の財政についていろいろおっしゃっていただいたんですが、僕は今年の三重県の予算を見て、何かちょっと予算の使い方の中身が、言うたら悪いですけど、6749億円で虚しくという名前をつけたんです。冗談ですけどね。前は7000億円とかあったんですけど、僕、四日市港管理組合に行っと思ってたんですけど、本当にお金の積算の仕方について、三重県にはもうちょっと精査していただきたい。本当にたくさんいろいろ住民から要望があって、直してほしいところがたくさんある。ところが、みんな県絡みなんです。県道絡みとか、河川でもみんな県絡みの事業ですもので、なかなか市民にとって要望が達成できないもので、非常に困ったなと思って、この間もある県議会議員の報告会の際にも申し上げたんですけどね。そんなふうに思います。

川村高司委員

財政調整基金が今90億円で、それがどういう形で存在しているのか。お金が90億円、どこかの金庫に山積みになっているのか。預け入れ先は入札かなんかになっているんですね。その入札の状況とかがわかる資料。運用方法と入札の状況、応札が何社かとか、どういところが手を挙げているのかというのを資料でいただきたいんですが。

早川新平委員長

出ますか。

倭財政経営部長

時間をいただかないと、実際運用については会計管理室でやっていますもので。

早川新平委員長

5分、10分で出るのか、1日、2日かかるのか。

倭財政経営部長

そこまでかからないと思います。今日中にはいけるとと思いますので。歳入のところに合わせてお出しさせていただいてよろしいですか。

早川新平委員長

それでいいです。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

全体会に上げる提案はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

なしと認めます。

討論に入りたいと思います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第28号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第22目諸費中財政経営課関係部分、第11款公債費、歳入全般、第2条繰越明許費（関係部分）、第3条地方債の補正、議案第36号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正につきましては原案のとおり決すべきことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第28号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第22目諸費中財政経営課関係部分、第11款公債費、歳入全般、第2条繰越明許費（関係部分）、第3条地方債の補正、議案第36号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

続きまして、議案第19号四日市市税条例の特例に関する条例の一部改正について及び議案第20号北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町村交付金の特例を定める条例の制定についてを、一括して説明をお願いいたします。

議案第19号 四日市市税条例の特例に関する条例の一部改正について

議案第20号 北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町村交付金の特例を定める条例の制定について

内田財政経営部次長兼市民税課長

私のほうからは、議案第19号四日市市税条例の特例に関する条例の一部改正につきまして、議案聴取会の際に笹岡委員からご請求ございました資料について、ご説明いたします。ピンクの表紙の番号2とインデックスがついている資料でございます。

表紙をめくっていただきまして、目次のほうをごらんください。ご請求のあった資料は2点ございまして、事業所税に関する特例減免制度の拡充案を今回上程するに至った理由等と、他市の減免制度の状況がわかるものということでございましたので、目次を見ていただきますと、1ページから2ページに上程に至った理由等を記載してございます。また、3ページには他市の減免制度等の状況を一覧にまとめさせていただいております。

加えまして、資料の4ページから7ページに、これまで議員説明会、あるいは議案聴取会の折にご請求のあった資料もございましたので、参考として抜粋のものをつけさせていただきます。

まず事業所税に関する特例減免制度の拡充案を上程するに至った理由等でございますが、資料の1ページをごらんください。一番上でございますけれども、1、特例減免制度の導入。これは現行制度の内容でございますけど、1行目の終わりから2行目に記載しておりますとおり、事業所税課税に伴う中小企業者の税負担の激変緩和措置として、特例減免制度が平成27年度までの5年間の時限の経過措置ということで導入されております。5行目でございますけど、公益性、公平性、違法性等に鑑みた内容になってございます。

特例減免制度の拡充案に至った理由でございますが、2行目から3行目に記載してございますように、実質GDPや有効求人倍率のほか、本市の法人市民税の状況などから総合的に判断としておりまして、これについてはさきの議案質疑におきましてもご質問があったところでございますけど、明確な経済判断指標を決めておるということではないわけでございます。資料の4ページ、あるいは6ページ、7ページにございますように、実質GDPや有効求人倍率などの経済指標を見る中で、全体的に現在の経済状況、雇用状況はどういったものであるかという、そういう一つの判断をしているということと、また、本市においてはどうかということになりますと、やはり中小企業の業績を端的にあらわして

いるもので、四日市市で情報収集できるものとしましては法人市民税の納付状況等ですね。これらを見ることによって判断してきておるということでございます。

その結果、資料1ページの4行目でございますけれども、緩やかに回復基調にあると。そうはいいますものの、依然として厳しい状況が続いておる。もう少し具体的に言いますと、これまでもお答えさせていただいておりますけど、リーマン・ショック以前の水準には戻り切っておらんと。そういったこともございまして、今回拡充案を上程させていただいたということでございます。

それから、資料1ページの3以降につきましては今回の拡充案の減免の対象、減免の割合、減免の期間についての考えを記載したものでございます。

3の減免対象につきましては、下線部にございますように、一般論としては中小企業は担税力が弱いということございまして、法人税法上も軽減税率や特定の優遇措置、こういったものを享受することが認められておるということで、今回の拡充案においては、対象範囲については特に変更していないところでございます。

それから4の減免割合につきましては、先ほども言いましたけれども、激変緩和措置として公益性を有するというところでございますので、緩やかな回復基調にあるものの依然厳しいといった経済状況、それから、1ページ下から2ページにかけて記載してございますように、中期財政収支見通しにおける将来の収支不足や、合併による財源的優遇措置の期限などを勘案して、財政的な面も見ながら実施できる範囲ということでお示しさせていただいております。

それから2ページの5、減免期間につきましては、激変緩和措置という公益性を有するためには、2ページの中ほど、下線にございますように、終期を設定することで激変緩和措置期間の延長であるということ、あくまでも(2)にございますように、激変緩和の延長と認識してございます。それから、厳しい経済状況の中、現行制度の終了する平成27年7月までの現行の減免割合を据え置いた上で、いきなり本来の課税となりますと、税負担は非常に大きいということから、激変緩和措置の効果も薄れるという判断で、平成27年8月から平成28年7月までの減免割合を6分の2と。平成28年8月から平成29年7月までを6分の1にして、段階的に税負担をお願いするとしたところでございます。

次に、2点目の他市の減免制度等の状況がわかるものということで、資料が横になって申しわけございませんが、3ページをごらんください。平成25年1月現在で聞き取った内容でございまして、四日市市は一番上にございますが、そのほか、左から2列目に課税開

始年月がございますが、本市と同じ時期、あるいはそれ以降に事業所税を新たに課税することになった5市の状況をまとめてございます。対象者につきましては、久留米市、青森市以外は中小企業者等を対象にしております。また、表の真ん中どころ、網かけの部分につきましては制度開始後に改正されているところを示してありまして、括弧の中が改正前の状況で、括弧の左に記載がございますのが改正後の内容となっております。

改正された前橋市、高崎市につきましては、どちらも減免期間の延長はないということで確認をとれておりますが、本市と同じ制度でございました前橋市は、平成24年6月定例会に改正案が上程されて、平成24年6月から平成27年5月までの期間、減免割合を6分の5に改正しているところでございます。高崎市につきましては、黒字になった場合でございますけれども、平成24年7月から平成25年6月の期間の助成割合を4分の3に改正しておるというところでございます。

駒田資産税課長

議案第20号の北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在地市町村交付金の特例を定める条例の制定についてでございます。先般の総務常任委員会の議案聴取会におきまして、追加資料等のご請求をいただいておりますもので、議案資料等でご対応いただきますようよろしく願いいたします。よろしくご審議いただきますよう、よろしく願いします。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、挙手にて発言をお願いいたします。

笹岡秀太郎委員

それで、資料の中に出てくる租税法を専門とする学識者というのは具体的に誰ですか。

内田財政経営部次長兼市民税課長

慶應義塾大学の吉村先生をお願いしてございます。

笹岡秀太郎委員

それで、一番大事な、例えば企業を取り巻く状況とか、終期の延期とか、あるいは減免

割合を決めてきた根拠がわからへんのさ。データとしては出とるんやけど、何を根拠にこの平成29年7月までという終期が出たのかということが知りたかったんやけど。今これで見ると、例えば雇用の状況とか、有効求人倍率数とか、法人市民税の動き。これが平成23年とか、平成24年ぐらまでデータが出とるけど、ここから何を読み取ってこれにしたのですかということが知りたかったんやけど。

内田財政経営部次長兼市民税課長

まず、今回拡充案を上程させていただいている背景というのは、私どもご説明させていただいたとおり、経済雇用状況を見る中で、最初にこの制度を改正案としてお示しさせていただいたときの説明では、5年間であれば、ある程度中小企業様の体質の改善もあるのではないかと思います。ただ、期間が5年でええのか、7年でええのか、10年でええのかというのはなかなかわかりにくいところの中で、5年間というのを置かせていただいております。

今回、経済状況がやや回復基調にあるといいながらも、やはりリーマン・ショックの影響から十分戻ったらんというのがあります。あるいは法人市民税の納付状況を見ても、税収も、中小企業の7割近くが所得が出てきてないという現状もあると。そういった中では、当初は5年あれば、何とか体質の改善もあるのではと思っておったわけですが、激変緩和期間というものはある程度長期の期間で考える必要があるというのがまず1点ございます。

それから、割合につきましては、どちらかといいますと財政的な面、市税の減収となる部分が今後の行政サービスに影響があるかどうか。それはどうしても中期財政収支を見きわめていく必要があると。ですから、資料にはございませんけど、減免割合については納税者の立場も考えながら、あるいは本市の財政状況を見ながら、いろいろな割合を出させていただいております。その中で、中期財政的にここまでならぎりぎりの範囲だろうというところでお示しさせていただいているというふうにご理解いただきたいと思います。

期間につきましては、説明させていただいたように、激変緩和措置というのは、地方税法の公益性というものを満たしているという、そういうスキームでございますので、終期の設定はどうしても必要だろうと。その中で、やはり段階的に税負担をしていただくということが大事だろうということで、後ろ2年間はソフトランディングさせていただくと。6分の3を2年間引っ張ったという話になりますと、これは1年、経済状況が非常

に不透明な中ではまず1年様子を見るという考えもあるわけですがけれども、先ほど申しましたように、いろいろなシミュレーションをした中で、財政的負担がどうかというところもあるし、中小企業様の現状、非常に厳しいという中で精いっぱいさせていただいたというところがございます。

笹岡秀太郎委員

精いっぱいといっても、例えば2年間の延長といっても本当に2年間でいいのかというと、今の説明では説得力がないし、それから減免割合も平成27年までこのまま横ばいでいってもらんやけども、せめて平成26年あたりの経済状況を見据えた上で終期の減免割合というのが議論されてよかったのと違うかという思いがするんやけど、その辺はどう。

内田財政経営部次長兼市民税課長

委員のおっしゃるとおり、経済状況、雇用状況というのは非常に動きがあると。非常に動いているという状況の中では、委員のおっしゃるように、拡充案を出す時期とか、考えを示させていただく時期というのは、もう少し再考すべきだとは思いますが、今回については、初めて税負担が2分の1を超える、減免割合よりも納付額が大きくなるというときもありまして、それは一つ経済状況と合わせながら、見直しするタイミングであったかなと思っております。

笹岡秀太郎委員

それと、今も説明の中では穏やかな経済の回復状況になるけれども、厳しい状況が続いていると認識しておって、一つはリーマン・ショック以前の状態には戻ってないというのがキーポイントだったやんか。そうすると、今回、終期を改正する中に、リーマン・ショックの前に戻るというふうな読みをここでもってやっているというふうにしていいの。

内田財政経営部次長兼市民税課長

今回の減免の拡充によって、中小企業様の経営状況にある程度影響はあると思うんですけども、経営状況全体はさまざまな要因が絡み合って動いていくものと認識しております。その中で本市としましては特に入り口の面と申しますか、税収の面で、やれる範囲ということで今回拡充案を出させていただいております。もちろん行政として中小企業様

にいろいろな支援をしていくという面は歳出の面でも考慮していかなあかと。そんなこともいろいろ考えながらやっていく必要があると思うんですけれども、その結果、リーマン・ショック以前の状態に戻る、戻らんというところまではきちっと明確な指標を持ったわけではございませんでして、あくまでもそれより経済状況が悪くなっているという認識であるということで、リーマン・ショック以前の状況を出させていただきます。

笹岡秀太郎委員

現行でいうと5年間と決めてあったけど、今回は2年間終期を延ばした。当然、今のいろいろな経済状況に鑑みてこうしてくださったと思うんやけど、流れの中で経済状況を見て終期が今回みたいに変わる可能性もあると理解していいの。

内田財政経営部次長兼市民税課長

冒頭申しましたように、地方税法の規定の中で公益性というのは非常に重要視されておまして、激変緩和というスキームは崩せないという中でございます。ですから、一般的に5年が7年、7年が10年、10年が15年となったときに、激変緩和という時限的な措置として見られるかどうかというのはありますが、5年から7年というのは我々としては激変緩和措置としてする範囲と判断しております。ですから、平成29年7月まではこのスキームでやらせていただきたいという思いはございます。その時点時点で経済状況によってまた違う観点の判断はひょっとするとあるのかもわかりませんが、今回の激変緩和措置ということではこの2年間の延長でやらせていただきたいと思っております。

笹岡秀太郎委員

今回はね。了解しました。

あと、今回の資料の5ページの中小企業者等の件数及び面積の異動というところでちょっとわかりにくい部分があるんやけど、特に中小企業者等の件数の異動について、平成24年度の事業所税の対象から外れた中小企業者数が15件で、これの異動理由として記載のある、その下の倒産とか、転出とか、この辺の見方を教えてもらえませんか。

内田財政経営部次長兼市民税課長

5ページの資料ですけれども、左上を見ていただきますと、平成23、24年度で、事業所

税の課税数、中小企業というくくりでございますけど、7件減っておりますという大きなくくりがございます。その7件の内訳は、その下の丸でございますが、中小企業の異動について、まず事業所税の対象から外れた中小企業が15件ございました。それから新規に事業所税の課税対象になった中小企業様が8件あったと。このトータルでマイナス7件ということでございます。

実際に事業所税の対象から外れた15件の内訳としては、そちらにございますように、倒産4件、あるいは本社が市外にありまして、四日市市内の事業所が出ていったという転出。合併等によって組織が変わったことによって消滅した企業がありますと。それから、倉庫・店舗の縮小ですね。こういった理由で15件対象から外れたということでございます。

笹岡秀太郎委員

下の表を見ると、事業所税の面積、下の従業者割の数字もデータとして出ているのやけど、どういうふうにこれと上を見たらええのやろう。

内田財政経営部次長兼市民税課長

二つ目の丸、それから三つ目の丸につきましては、上の部分は実際に対象から外れた、あるいは新たに事業所税の課税対象となったという観点でございますけれども、下二つの丸は平成23年も平成24年も事業所税の課税対象になっておる事業所ですけれども、実際に倉庫・店舗の面積が減った、あるいはふえたというのが二つ目の丸の部分でございます。一番下は、同じく両年度とも課税対象になっているんですけど、従業者割、従業者の給料の総額ですね。これが10件減ってきたという、そういう内容になってございます。

笹岡秀太郎委員

そうすると、下の二つは、マイナスの部分で面積減少があった中小企業は、課税対象企業から外れたというふうに理解するのか。課税対象だけれども、課税額が変わったのか。どういうふうに理解すればええの。

同じように下も、従業者割対象企業が10件減少となっているけど、具体的に例えば従業員数が100人だった企業が99人になったので課税対象から外れたのか。それとも150人おつたのが140人というふうに課税対象のまま減ったのか。こういうことを聞いとるんやけど。

棚橋市民税課付主幹兼諸税係長

従業者割の企業として10件減少したんですけれども、この企業は資産割のほうは課税になっておりますので、事業所税の課税対象としては含まれているということになるかと思うんですけれども。

笹岡秀太郎委員

従業者割と面積割で両方課税されるわな。少しでも軽減するようにしておくべきだというふうに理解するの。その辺はしっかり押さえてもらわんとあかん。

内田財政経営部次長兼市民税課長

申告の内容からわかる範囲でいきますと、人数は当然資産割が課税対象になっていきますけれども、給与の総額としては減っているということでございまして、減収額というのは給料総額の0.25%が税額になりますので、それが200万円ということになりますと、人が減った。あるいは給与の総額が減った。いずれも考えられるわけでございまして、詳細なデータとしては持っておりません。申しわけございません。

笹岡秀太郎委員

ようわからん。人数やろう。給料額と違うやろう。人数の割合はそれでええんやけど、例えば従業員数100人が課税対象であったら、99人は課税対象から外れるわけやんか。その減数はどうなんですかということを知っている。犠牲者が出ていませんかということを知っているの。

内田財政経営部次長兼市民税課長

ちょっとデータのほうを調べさせてください。申しわけございません。

笹岡秀太郎委員

とりあえずこんなところで結構です。

川村高司委員

中小企業者等の等というのは大企業も含んでいるということですか。

内田財政経営部次長兼市民税課長

大企業は含んでおりません。個人の方もおりますので、そういった意味で等を入れさせていただいております。あと、協同組合とか、個人とかという意味での等でございます。

川村高司委員

本来、大企業も含めて対象となる企業のリストって、大企業であればあるほど明確になると思うんですよ、事業所税対象って。ただ、抜け道というのか、言うたらおかしいですけど、本来事業所税を納めてもらう対象となる大企業のリストなんていうのは出すことができるんですか。

内田財政経営部次長兼市民税課長

課税台帳の中身をということに近いと思うんですけども、それは守秘義務がございまして、出せないということでご理解いただきたいと思います。

早川新平委員長

他にございませんか。

芳野正英副委員長

議案第20号ですけど、いま一つ背景がわからなくて、桑名市と鈴鹿市が四日市市に払うべき交付金を放棄するということですよ。目的は、北勢地方卸売市場の安定的な円滑な運営のためということなんですけど、そうすると、桑名市とか鈴鹿市が交付金を払っていたから、そんなのでは嫌だ、やめたい、放棄したいというからこういう条例をつくったのか、その辺の背景がわかるよう説明してください。

駒田資産税課長

経緯でございますけれども、北勢地方卸売市場については現在民営化されているわけですが、それ以前は北勢公設地方卸売市場ということで、桑名市、鈴鹿市及び本市の3市で一部事務組合という形で運営しておりました。それを民営化するということで、そのあたりの経緯については私どもも詳しくはわかってない部分もあるんですけども、平成21年12月定例会において、解散し民営化するというので、その会社に引き継ぐとい

うこと。それから、その資産について、その会社のほうに無償で貸し付けをするという議決をいただいております。

今回、問題として発生してきたところが、無償貸付を行うというところで、国有資産等所在市町村交付金法という法律がございまして、その中に、国または地方公共団体は、当該固定資産を所有する国または地方公共団体以外のものが使用している固定資産というものがいわゆる交付金の対象になるということで、そこから発生するような形になったものでございます。通常ですと、個人の方とか、企業の方の持ち物に対しては固定資産税というものがかかるわけなんですけど、基本的に国とか地方公共団体が持っているものについては非課税という扱いになります。ところが、こういった形で貸し付けをしておるとか、行政目的以外で使用するようなものについては、固定資産税を非課税ということは変わらないんですけども、そもそもの行政目的には使っていないじゃないかというところで、固定資産税にかわる制度といたしまして、ここで言うところの交付金というのが発生するということになります。

公設市場から地方卸売市場というところで運営の形態は変わっておるわけなんですけれども、民営化を目指していった以前に、平成19年からだったと思いますけれども、現在の市場の運営管理会社のほうが指定管理を請け負っておったところがあります。それで、平成21年の議決をいただいて、平成22年4月1日から民営化のほうを行ってきたわけなんですけど、その時点で以前交付金の対象にもなっていなかった、非課税で税金とかそういうものをいただいているようなところを、ただ単に運営の形態といいますか、民営化したことをもって、桑名市さん、鈴鹿市さんのほうから交付金をいただくというところを、それでいいのかというところから整理を始めまして、一つには一部事務組合をつくって運営しておったというところは、食料とかそういったものの安定的な供給とか、それから、価格を安定して供給していくというようなところがございまして、その業務自体は公共性とか、公益性があるというところはございました。法律で決められているというところがありますので、ほったらかしておくという言葉はよくないんですけど、法で決まっていることをやらずに放置しておくということは行政としてどうなんだというところもございまして、実際弁護士の方とか、大学の教授の方とかにご相談申し上げて、実際のところ、交付金の対象にはなるというような結論はいただいております。

ただ、その結論をいただいている中で、事業の公益性とか、公共性、それについては平成21年12月定例会で無償貸付をするという議決ですので、これも地方自治法に基づいて正

当な対価なく貸し付ける場合は議決が必要であるというところ、その理由の中でもそういったことをうたって議決をいただいているというところがございます。

それと、ずっと続けて交付金をいただかないということではなくて、議決をいただいたのが、10年の間に限って無償貸付をするということでございますので、その期間に限り交付金というものをいただかないような形で整理をしていくということで、今回の条例のほうを上程させていただいたということでございます。

芳野正英副委員長

説明はわかるんですけど、一番知りたいのは、桑名市、鈴鹿市からここを放棄してほしいという要請があったのか、それとも四日市市としてこれは申しわけないなという気持ちで、みずから進んでこういう放棄の条例をつくったのかが知りたかったんですけど。

駒田資産税課長

民営化していく中で、経営といいますか、そういったところから交付金を実際四日市市としていただけるものは本当はいただかなきゃいけないんですけども、今まで一部事務組合という形で3市協調して市場の運営に当たっておったというところがあります、また、額としても合わせると1800万円余というような額になります。交付金全体で、現在国とか、県とかからいただいておりますのは3200万円ほどでございます。交付金なんかも結構大きな額になることはなるんですけども、あえてそういったところの負担を、桑名市さんとか、鈴鹿市さんに求めていくということは四日市市としてどうなのかなというところが、そもそものスタートというところでご理解いただきたいと思います。

芳野正英副委員長

平成22年度と平成23年度はいただいていたんですか。

駒田資産税課長

これも法律の決まりでございますけれども、民営化は平成22年4月1日にされておるんですけども、交付金の対象になりますのが平成24年度からということなんです。前年の3月末日をもって所有する資産に対して、11月30日までに通知をいただきます。平成24年6月30日までに納めていただくというような決まりになっておりまして、ちょっと時間が

かかって申しわけなかったんですけども、今回放棄という形でお願いするものは平成24年度分の交付金からということでございます。

芳野正英副委員長

こういうことは平成21年度に民営化するときに話し合いというのが行われていて、その約束というか、そういったものに基づいてこういう形になったのか、平成24年度になって交付金としてもらわなあかんということがわかってきてというか、そういうことでこの条例を制定することにしたのか、どちらなんですか。

駒田資産税課長

平成24年度の時点でといいますか、実際に民営化した時点からこの取り扱いについてはいろいろと桑名市さん、鈴鹿市さんを含めて、お話を続けていたところもございます。実際に通知をいただく段階で、全然その取り扱いをどうするかというのが決まっておりましたもので、それについて猶予という形で先方さんのほうにもうしばらく待ってくださいということで、結論のほうは今年度中には何とか出したいというようなことでお伝えさせていただきまして、今回こういう形にさせていただいたということでございます。ですので、特に後になってわかったとかそういったことではなくて、民営化当初に実際にどうするかというところまできちんと決めてなかったというところは確かにございましたけれども、その点についての取り扱いについて、今までずっと検討という言い方は変ですけれども、続いておったというところでございます。

芳野正英副委員長

ここから先は多分財政経営部では答えにくいかなと思いますけど、今後の桑名市や鈴鹿市との負担の部分の話し合いも同時並行で進んでいるのか確認したいんですけど。というのは、結局、市場の中の卸売業者の方からも、市場内の施設が老朽化してくるので、改装してくれという話を四日市市だけに持ってこられているわけですね。そうして、今そういう部分であそこの市場に入っている会社と四日市市が協議をされているところだと思いますけど、本来ならそこに桑名市や鈴鹿市もある程度の負担という話になってくると思うんですけど、十分商工農水部とすり合わせをしてもらって、北勢卸売市場もこれから老朽化してくるので、いろいろな部分で出てきた問題のときに、四日市市だけがその問題の矢面

に立たされて、桑名市、鈴鹿市は知らんよというふうな状況になってしまうのはあかな
と思っとるもので。じゃ、だからといって毎年両市から1800万円もらえというのも確かに
ちょっと酷な話かなと思うので、そういう部分で言うと、放棄か全額もらうかしかないの
であれば、放棄するのであれば、そのかわりの鈴鹿市と桑名市のこの市場へのかかわり方
というのもちろんとした上で、こういう放棄の条例をつくっているのかどうかというのを
確認したいんですけど。

駒田資産税課長

民営化する際に協定書とか、覚書のような形で3市と管理会社のほうで結んでおるとい
うふうに聞いておりました、先ほど委員のほうからお話がありました、いわゆる改修が必
要な場合については、大規模改修とか市場の管理会社では対応できないようなものにつ
いては、もともとの所有者は桑名市、鈴鹿市、四日市市というふうになっておりますので、
それについての改修については3市でやるというふうに聞いております。

森 康哲委員

そうじゃなかったやろう。その当時の市場組合議会の議員やで、取り決めた張本人だけ
ど、四日市市が面倒を見ていくというふうに決めたんじゃないか。

駒田資産税課長

私が、聞いておりますのは、大規模改修については四日市市だけではということで、桑
名市さん、鈴鹿市さんのほうにもお願いしていくというふうに。

森 康哲委員

一回その辺を確認してください。

早川新平委員長

休憩をとります。その辺、そこだけ確認してくれるかな。再開は35分です。

15 : 21 休憩

早川新平委員長

休憩前に引き続き委員会を再開させていただきます。

駒田資産税課長

休憩時間中に商工農水部農水振興課に確認させていただきました。森委員のほうからお話がありましたように、民営化する前に直すべきところはきちんと直した上で民営化をしておるということで、まず1点ございます。

それと芳野委員のほうからお話がありました修繕の話なんですけれども、農水振興課のほうの認識しておる範囲では、すぐに対応するというようなものではないということもあります。それで、今後のことも考えて、大規模な改修に至るものでなければ、当然のことながら、協定書に書いてありますとおり市場管理会社のほうの負担で直していくというふうになっておりますので、手に負えないような場合が生じた場合についての協議等はこれから進めていくべきものであるということ、手をこまねいておるとかそういったことではないということでございます。

早川新平委員長

何をもって大規模と規定するのかわからんのやけども、たしかあのときに、20億円かなんかで改修してお渡しするという形になったと思っとるのやけど。そういう記憶があるのやけど。先ほど森委員がおっしゃったように。たしか20億円やったよな。

駒田資産税課長

協定書のほうに書いてありますとおり、災害とか突発的に非常に大きな損害を受けたとか、そういったものを大規模というふうな形で想定しているというふうに聞いております。

森 康哲委員

であるなら、やっぱり冷蔵庫が壊れたというのは大規模じゃないと思うんですよ。あのとき冷蔵庫の新築をして、雨漏りの改修もして、電気が暗いところには電気もつけて、きちとした形で引き渡しがなされたと思うので、その上でのいろいろな話し合いというの

は向こうの言い分を聞き過ぎるところがあるのかなと思いますので、慎重に取り扱いをお願いしたいと思います。

早川新平委員長

続いて、先ほどの笹岡委員の質疑についてご答弁いただきます。

内田財政経営部次長兼市民税課長

資料5ページの一番下、事業所税の従業者割対象事業者が10件減ったという話で補足です。資産割は課税されていますので、事業所としては平成23、24年とも課税対象なんですけれども、従業者割については100人以下になった企業は10社あったということでございます。

笹岡秀太郎委員

資料、きちんと直さなあかん。10件になっているので。10社やね。そこ、大事やでさ。

内田財政経営部次長兼市民税課長

10社でございます。申しわけございません。

早川新平委員長

よろしいですね。他にご質疑はないということで、これより討論に移ります。

討論はございますか。

笹岡秀太郎委員

簡単にしますが。議案に反対するものではないんだけど、2年とか、延長期間にわたる設定ね。それがどうももう一つすとんと来ないもので、しっかりとした説明が欲しいなと思うところであります。その辺をしっかりと、どこかの段階で示されるようお願いしたいなという、討論というよりも要望です。

早川新平委員長

要望でよろしいですか。

笹岡秀太郎委員

特例減免制度の拡充については反対するものではないんですが、その中で終期の設定、それから激変緩和期間、延長の2年間の根拠についてもう少しきちんと何か資料といいですか、方向性を示していただければありがたかったかなと。意見の中でも言うたように、どこかの時点で終期、それから減免割合というのを、もう少し経済状況を見きわめて設定する必要があったのではないかという思いがするということです。

早川新平委員長

先ほどご意見の中で要望という形であったんですけども、反対討論という意味で。

笹岡秀太郎委員

いえ、反対じゃないです。

これについては賛成させていただきます。

早川新平委員長

わかりました。それでは、討論としてはないということによろしいですか。

笹岡秀太郎委員

今のは賛成です。

早川新平委員長

わかりました。これ、討論があったとして理解すべきなのかな。賛成討論のほうね。わかりました。

それでは、議案第19号四日市市税条例の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町村交付金の特例を定める条例の制定について、原案のとおり決することにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

〔以上の経過により、議案第19号 四日市市市税条例の特例に関する条例の一部改正について、議案第20号 北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町村交付金の特例を定める条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

ここで理事者の入れかえになります。どうもありがとうございました。

委員の皆さんにこの時間を利用してお諮りをさせていただきますが、昨日、2月定例月議会中の所管事務調査は正副でとり行わないという形にさせていただきました。かわりに休会中の所管事務調査について、項目としては入札制度について及び教育委員会委員の報酬の月額化についてを調査させていただきたいというふうに思っております。皆さんには日程のほうをここで決定させていただきたいんです。

日程案としましては、4月25日午後1時半からと、もう一案が4月30日午後1時半から。4月30日は閉会議会の予定日になっております。この2案のどちらか決定だけはさせていただきたいんですが。午後からになりますけれども。

〔発言する者あり〕

早川新平委員長

では、30日でよろしいでしょうか。

そのようにさせていただきます。

15 : 41 休憩

16 : 07 再開

早川新平委員長

引き続き、歳入の審査に入ります。

議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳入全般

第3条 地方債

第4条 一時借入金

早川新平委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会、議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳入全般、第3条地方債、第4条一時借入金の説明を理事者のほうに求めます。よろしく願いいたします。

荒木財政経営課長

追加資料について、歳入部分ということでご説明申し上げます。ピンクの資料の1ページをお願いいたします。

午前中も若干触れていただきましたが、改めましてご説明申し上げます。1ページでございますが、石油貯蔵施設立地対策等交付金及び電源立地地域対策交付金につきまして、それぞれの充当事業を表に取りまとめて提出させていただきました。まず石油貯蔵施設立地対策等交付金につきましては、毎年度4月に入りましてから交付対象となります原油やガソリンの貯蔵量等を調査いたしまして、その貯蔵量に応じまして係数を掛けて交付金額を算定するものとなっております。毎年交付が見込めるものとして、平成25年度におきましても平成24年度の実績とほぼ同額でございます1億4600万円を見込み、表に掲載いたしました事業に充当してございます。

一方、電源立地地域対策交付金につきましては、交付を受けます前年度に要望を県に行

いまして、新年度に入りましてから内示、申請、交付という手続になってございます。平成24年度につきましては交付実績はございませんが、平成25年度につきましては表のとおり、交付対象金額7300万円、本市の場合でおきますと補助率3分の2の4866万6000円ということで見込んでございます。

2ページをお願いいたします。石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則につきまして、それぞれ目的、交付の対象、充当可能な施設、事業ということで抜粋させていただきまして、提出させていただきました。第4条第2項の下から4段目でございますが、当該貯蔵施設に係る対象区域ということで、当該貯蔵施設の設置がその区域内において行われている市町村及びこれに隣接する市町村の区域に限って交付対象となっております。

続きまして、3ページのほうをお願いいたします。こちらにつきましては電源立地地域対策交付金事業実施要領を、趣旨、補助対象事業、限度額ということで抜粋したものを提出させていただいてございます。こちらにつきましては補助限度額が1事業につき1億円、補助率につきましても本市の場合には発電用施設周辺地域ということで、2分の1ではなく3分の2でございますが、それぞれ限度額、補助率が決まっております。

いずれの交付金におきましても、充当対象、補助対象事業といたしましては幅広いものになってございますが、原則といたしまして、各年度で終了するものに対しまして充当できるということになってございます。また、石油貯蔵施設立地対策等交付金につきましては、午前中も申し上げましたが、防災・減災対策事業あるいはコンビナートに近接する区域を中心に充当することとして運用してございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。4ページにつきましては大矢知中学校新設事業に関連いたしまして、適債と非適債の資料を提出させていただいてございます。大矢知中学校の新設事業に係る当初予算額といたしましては全体で7億6150万円を計上いたしております。そのうち建築設計と造成工事を合わせた7億3700万円につきまして起債の対象に位置づけてございます。しかしながら、造成工事のうち準備工、水路取り壊し工というのが含まれてございまして、これについては非適債という項目であることから、その2項目を除いた金額を除きますと6億8544万7000円ということになりまして、その充当率75%を掛けまして、5億1400万円ということで見込んでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。こちらにつきましては、連結した債務総額の推移ということで、以前白黒のものを提出させていただいてございましたが、カラーのものを改めて提出させていただきました。資料の提出に係りまして配慮が足りず申しわ

けございませんでした。

続きまして、6ページをお願いいたします。都市計画税の充当事業一覧表ということで、再度提出させていただいてございます。こちらにつきましては、代表質問にてご質問、ご意見をいただいております。都市計画税の充当事業の一覧表を、現時点でできる限りわかりやすく見直しを行うということから、さきに予算常任委員会資料として提出させていただいたものを、見直しをかけて再度提出させていただいたものでございます。

見直しをかけた部分の一例を申し上げます。表の一番上の部分でございますが、土地区画整理費でございますが、修正前につきましては、土地区画整理事業特別会計繰出金ということで、1行記載させていただいておりますが、少しでもわかりやすくするという観点から記載のとおり見直しをかけさせていただいております。以下についても同様に、見直せるところはできる限り加筆するなど見直しを行ってございます。今後につきましてもさらに納税いただいております市民の方にわかりやすい資料作成に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

追加資料に関しましては以上でございますが、先ほど川村委員のほうから財政調整基金の運用についてということで資料請求がございましたもので、そちらのほうにつきましても、財政調整基金の運用についてということでございまして、入札の方法、あるいは決定方法、応礼者等々わかる資料をということでございましたことから、以上のようにちょっと取りまとめさせていただきました。

まず基金の運用につきましては、地方自治法等の関係法令でございますとか、本市の資金管理運用方針に基づきまして行ってございます。その中で運用が可能なものにつきましては銀行への預金、あるいは国債、地方債、政府保証債などの元本の確実な債権とするものについて運用してございます。財政調整基金につきましては定期預金、短期国債等、流動性を確保した運用を下記のとおり行ってございます。国債、定期の運用状況については記載のとおりとなっております。

森 康哲委員

午前中に質問した内容で、再度質問させていただきます。石油貯蔵施設立地対策等交付金の充当事業について質問したわけなんですけれども、どこまでの範囲かという説明があったんですが、コンビナートに隣接する地域への充当というのがまずは最優先にされるべきだと思うんです。この資料を見ますと、小山田分団車庫や北消防署の北西出張所、西分

署など、四日市市内でも山間部で、海、コンビナートから遠いところへの充当がされているのはどういうことか説明をお願いします。

荒木財政経営課長

理由としては2点ございます。

1点目、交付金の対象地域でございますが、先ほども交付規則の第4条第2項ということで、本市の場合は貯蔵施設が設置されている市町村ということでございますが、これに隣接する市町村の区域も対象となってございまして、具体的に申し上げますと、菰野町、桑名市、鈴鹿市、いなべ市も交付金の対象となっております。ということから、法律上でいきますと、交付金の対象といたしましては、本市におきましては当然のことながら全域となってまいります。

それと、先ほど委員のほうからご指摘があったように、小山田分署というような比較的本市の西部に位置するところに充当しているということでございますが、これにつきましてはコンビナートで大規模災害というようなことが万が一発生した場合におきましては、北勢出張所でございますとか、西南出張所におきましても、全市の全消防力と申しましようか、それを結集して災害の対策に当たるということから、こちらにつきましても対象事業として充当したものでございます。

しかしながら、あくまでも基本的なルールといたしましては、委員おっしゃっていただくような考え方は私どもも持っております。

森 康哲委員

全然話になりませんね。まず沿岸部にこういう消防施設が十分に間に合っているならいいんだけど、まだまだ足りない。例えば楠地区を見ますと、合併前、平成17年まで独自で町行政をされていた中で、この交付金も町自体におりていたと。年間4000万円ぐらいだったと思うんですけども、それを楠地区だけで使っていたわけですね。中身を見ますと、分団車庫一つとっても、四日市市内の分団車庫と全然違う仕様になっていると。または、耐震性の貯水槽の数。これを隣の塩浜地区や、羽津、富田、富洲原といった沿岸部の地区と比べますと桁違いなんですね。それと、本年度、同報無線を整備予定だと思うんですが、楠地区においては既に何本あるんですか。他の地区では二、三本しかないものが、既に楠地区には30本近くあるんですね。このように、全然四日市市全体と楠地区の考え方が違っ

てきている。当然ですわね。沿岸部の消防力が充実しているならまだしも、まだまだ足りない状態なんですけど、例えば津波避難タワーなんかは充当できるんですか。

荒木財政経営課長

県にも確認させていただきたいと思いますが、基本的には充当できるものというふうな感じで認識はしてございます。正確には、確認させていただきたいと思います。申しわけございません。

森 康哲委員

であるなら、例えば富洲原の天ヶ須賀や富田一色、あの辺には低層の建物しかなくて、住宅が密集していると。津波避難に指定する公共の建物、学校自体が、海拔がゼロm以下だと。そういうところへの津波避難タワーの設置というのは一刻も早くやっていかなあかん事業だと思うんですよ。なのに、なぜこういうところへの充当がなされているのか。根本的に考えていただきたいんですよ。本来なら石油貯蔵タンクの備蓄量に応じた危険手当みたいなものなんですよ。危険物がそこにあるから、その周辺の消防力や、また、福祉や教育に、皆さんに充ててくださいよという意味合いのものだと思うんです。であるなら、災害時に影響が懸念される場所への充当が望ましいと思うんですが、その辺の考え方をもう一度お聞きしたいと思います。

荒木財政経営課長

例えば津波避難タワーでございますとか、消防の分団車庫につきましては、各部局のほうで委員おっしゃられた必要性につきまして十分検討する中で予算要求がございます。そちらになかなか充当されていないということでございますが、当然のことながら各部局におきましても、私どもにおきましても、この交付金が財源として当たるということも調整の中で念頭に入れるとともに、全庁的な優先順位等々を考えて予算調整を行い、予算案として提出させていただいてございますが、その辺の施設が不足しているというようなことでございますもので、その辺のところにつきましては、次期の推進計画と申しましうか、その辺で議論していきたいというふうな考えてございます。

森 康哲委員

この平成25年度のやつを見ても西南出張所の消防自動車、北西出張所の救急車、八郷分団の分団車と、みんな西部ですよ。今言ったことが反映されているとは全然思えないんです。まだまだ整備が十分になされていないものがたくさんあるんです。例えば防災倉庫についてもそうです。防災倉庫も以前は補助メニューがあって、単位自治会で申請すれば50万円までの半額補助があったんですけれども、これを自治会単位の地区防災組織の予算で充足せよということに変わって、地区防災組織には多いところで120万円ぐらい、年間おりるようになってはいるんですけれども、なかなか単位自治会では使えないメニューになってしまった。一つの自治会が50万円使ってしまうと、ほかの自治会が何もできなくなってしまふ。であるなら、こういうところのメニューを復活させるためにも交付金というのは充てていくべきだと思います。そういう沿岸部の防災力強化を優先しなきゃいけないと思うんです。

倭財政経営部長

森委員さんがおっしゃるように、石油貯蔵施設があるその周辺というふうなところに当然意識して予算づけをしていく必要があるというふうに、こちらも基本的には認識してございます。ただ、例えば今、お話がありました津波避難タワーであるとか、拠点防災倉庫とか、防災という面は意識しながらというところなんですけれども、今年度、その課題については、今後の県の詳細なものを見る中で、改めてまた考えさせていただくということで、当初予算に上がってないところもございますけれども、そういった中で、現状対象になるところを県に確認する中で上げさせていただいているという考え方でございます。

例えば平成24年度は防災行政無線（移動系）というのが対象になってございます。ことしも同報系なんかは入っているんですけれども、これなんかは今年度について、これは2カ年事業というふうなことで、こちらとしても対象にというふうなことも意識する中で考えさせていただいたんですが、補助の採択のメニュー、交付金の対象のメニューに合わないというふうなところがございます。ソフト事業の関係ですけれども、例えば補助金ですね。そういったところについても、交付金では対象にならないというところも現実確認しているところでございます。

繰り返しになると思うんですけれども、基本的にはやはり石油貯蔵施設の周辺ということ意識しながら、今後も財源としては充てさせていただきたいというふうなところです。

ただ、各部局のほうで全市的にどういう形の整備をするという中で優先順位をつけながら進めていきますので、そういったところも見ながら、この交付金を充てさせていただいて、少しでも防災とかそういうところを進めさせていただきたいと考えてございます。

森 康哲委員

全然わかってもらってないと思うんだけど、例えば耐震性の防火水槽を大宮町に1基つけてもらいますね。だけど、1地区に1基じゃなくて、四日市市で1基だけなんです。今回つけてもらうのは。この交付金を使っての話ですよ。だけど、既に楠地区には、今も言ったように25基もあるんですわ。この交付金を使ってね。ほかの沿岸部の地域に一体幾つあると思いますか。数えるほどなんです。2桁行ってないんです、一つの地区に耐震性の貯水槽というのは。

今、指定避難所に水が備蓄されてない。飲み水どころか、アルファ米用の水も備蓄されてなくて、どうやって食べるのかと。危機管理監のときにも話をしましたけれども、そういう問題もあるんです。やはり何重にも水に関してはセーフティーネットをかけていかなあかん。消火栓が使えなかったらどうする、防災井戸が濁って使えなくなったらどうする、4台ある給水車が、道路が破損して緊急避難所、指定避難所へ回れない場合はどうするのかと、いろいろセーフティーネットを考えていかなあかん。その一つが耐震性の貯水槽であり、また、飲み水兼用の貯水槽にもなってくるんです。それが幾つ、今整備されているのか。全然足りないんです。全市的に見た優先順位と、沿岸部だけのいろいろな特殊な事情で、コンビナートがあるために整備してかなあかん部分というのは分けて考えないといけないと思うんですよ。特にこういうひもつきの交付金に関してはやっていくべきだと思うんですが、もう一度部長お考えをお願いします。

倭財政経営部長

今、さまざまな点でまだまだというふうなご指摘をいただいたわけでございます。それについては、担当する各部局と具体的に必要性とかを調整する中で、当然計画性をもって整備を進めていくというふうになってまいりたいと思います。そこら辺の具体的な事業の整備の必要性とか、計画を見る中で、当然交付金を充当させていただいて、進めさせていただきたいと思います。その具体的な整備については今後担当している関係部局と十分調整させていただいて進めさせていただきたいと思っております。

森 康哲委員

最後にしますけれども、消防車、分団車庫とか、こういうものは一般財源でやるべきなんです。交付金でやるべきじゃないんですよ。それよりも整備しなきゃいけないものはたくさんあるので、その辺の考え方をもう一度真剣に考えていただきたいと強く要望して終わります。

早川新平委員長

森委員の言われるとおりで、財政経営部としては財源の一つやろうという感覚なんだろうけど、この石油貯蔵施設立地対策等交付金というあり方をもう一度見直してもらって、森委員が先ほどおっしゃってみえたのは、その地域についてきちっと対応できていればいいんだけど、そこがまだまだなのに他地区の事業に充当するというに異論を唱えとるとい、そこに尽きると思うので、考えていただきたいというふうに思っております。強く森委員もご指摘をされているので、肝に銘じていただきたいと思います。

他にご質疑ございませんか。

川村高司委員

財政調整基金についての資料をありがとうございました。これが明確になると、あれも知りたい、これも知りたいという欲が出てきてしまって、ほかの基金の二百十何億円あるのはどういう形なのか、要は債券がどういう形で、国債とか、こういう流動資産、定期預金とか、ほかの基金の内訳ですね。三重銀行に五十何億円をぼんと随意契約で行っていて、定期で平成24年で終わっているのが何本かあるんですけども、それは四日市のどこかの金庫に入っているのか。現在どういう形で、キャッシュなのか定期なのか、国債に変わったのか。結局、リスク分散というかペイオフ対策で随意契約どうのこうのと多分なっているんでしょうけど、であるならば、三重銀行に対して、どれだけの借り入れがどういう状況でいつまでの借り入れがどれだけあって、それに対してこれだけ預け入れしているんだよという、相對、行ってこいがわかるような。言っていることわかりますかね。だから、バランスシートはできるだけ小さくするという考え方からいけば、必要以上に貯金する必要もなければ、借金を返せばいいしという、全体がわかるような資料って多分お持ちなんだろうから、エクセルでつくって、資料提供いただけないでしょうか。

倭財政経営部長

ご用意させていただきます。

早川新平委員長

他にございませんか。

森 康哲委員

自動販売機の入札についてなんですけれども、先ほどの答弁の中でネーミングライツのことや、自販機の入札も積極的に行っていきたいという答弁があったので、それに対してちょっと質疑をしたいんですが。

公共施設に自販機を今まで設置している業者に関しては、これまで障害者団体や、また、いろいろな関係で入札をしないでつけていた部分があったと。それを今回は一般競争入札にして競争性を持たせて、また、収益、貸付料として収入という形で予定価格よりもかなり上の金額の収入が上がりましたよということだと思っておりますけれども、それに対してこういう形で入札するのがいいのかどうか。私から見ますと過当競争になつとる業界なんです。適正価格というのなかなか割り出せない、場所によって違うと思うので、難しい面があるかと思っておりますけれども、何を基準にしてやっているのか。また、高く収入が上がればよからうという考えでやっているのか。その辺の考え方の方向性をちょっとお聞きしたいと思います。

川森管財課長

自販機入札にいたしまして、過当競争になっているのではないかと、適正価格を大幅に上げている状態になっているのではないかと、これに対する考え方というご質問だったかというふうに思いますが、私どものほうでは、冒頭森委員のほうがおっしゃってありました母子、寡婦、あるいは障害者団体の方々、そういったところの自販機を全部入札に切りかえていこうということではなくて、そこはそこで残しながら新たに設置する。これから新たに契約更新になっていくところについて自販機の入札をさせていただくということで、昨年10月、そして、現在も行っているところでございますけれども、ここにつきまして、当然他市等も有効な財源、財産の有効活用ということで、これまでは庁舎の目的外使用許可ということでやってまいりましたけれども、さまざまな業者さんの中で、もう少し競争性

が入っても十分に対応できるというふうなことから、私どもも競争入札という形で入れさせていただいているところがございます。したがって、実態が過当競争になっているのかどうかというのは、もう少し様子を見ないとはっきりと、昨年10月から始めたばかりでございますので、もう少し様子を見ないと明確にそれがどういう状況になっているかということまでは答えられないかなというふうに思っております。

森 康哲委員

そういうことを聞いているんじゃないくて、収入が高ければ高いほどいいよというふうな考え方をしているのかどうか。それをお尋ねしているんです。

川森管財課長

必ずしもそういうことではなくて、例えば自動販売機を設置することによって、利益が施設に充足できるとか、あるいは災害対応等で対応することができるとか、そういったさまざまな要因もそこに加味させる中で、自動販売機の導入については考えてきているところでございます。

森 康哲委員

それもお金なんですよ。AEDも1機30万円するんですよ。災害ベンダーで、災害時に無料提供しています。これも1本幾らというお金なんですよ。ただじゃないんですね。入札資格じゃなくて、みんな金額に直せるんですよ。何が言いたいかというと、普通の建築や土木でも入札は一般競争入札は最低制限価格、または予定価格を決めて、過当競争にならないように、または業者の利益をきちっと出して、安全な建物の工事をしてもらうという大前提があるじゃないですか。だけど、この自販機にはないんですよ。青天井になっている。するとどういうことが起きるかということ、競争をどんどんさせて収入が上がれば業者の利益はなくなってしまう。民間業者はどこかで利益を出さなあかん。赤字ではやらないですからね。どうすると思いますか。どこかで利益を取らなあかんです。どこかで手を抜くしかないじゃないですか。それがどこかはわかりませんが、その業者によってね。ある程度入札をする上で適正価格を把握して、市場調査をして挑まないといけない。高く敷地料を取れたからいいよというものじゃないと思うんです。市はそういうことをやったらいけないと思うんですけどね。ショバ代が高ければ高いほどいいんだという考えは、

ちょっと行政としては持つべきものじゃないと思うんですが、その辺、考え方ちょっとお答えいただけますか。

中山管財課長補佐

自販機の入札の件に関しましては、ずっと森委員からいろいろとアドバイスを頂戴したりして、進めさせていただいているわけですが、適正価格といいますが、一種の制限价格的なものでございますけれども、地方自治法上、市の歳出に係る契約をする場合は制限価格を設けてもいいという条項がございます。したがって、歳入に係る契約について制限価格を設けることはできないというふうに解釈されておりますので、今おっしゃっておられる適正価格といいますが、一定のラインでもって、それ以上の値段で入れたら入札を無効にするというような事業スキームをつくるということは違法であるというふうに今のところ解釈をさせていただいております。

あと価格一本やりなのかということで、現在一般競争入札ということでやっておりますので、財産の有効活用という観点から申し上げますと、おっしゃるように価格、下世話な言い方をするとお金が一番高ければいいというスタンスのほうでさせていただいているということにならざるを得ないと思うんですけれども、過当競争云々という部分がございますところもありますので、制限価格を設けるということではなくて、例えばプロポーザルであるとか、総合評価であるとかという契約の手法というのもテクニク的にはあろうかと思えます。そのあたりについては今後入札の動向を見ながら、業者さんのことも含めまして、一番あるべき姿はどうなのかというところの検討をさせていただければと思っております。

森 康哲委員

四日市市は自販機生産日本一のまちなんですよ。飲料の自動販売機の生産日本一のまちで、そのまちの行政の入札の自販機のあり方がこんなのでは、やはり日本一の称号らしくないと思う。やはり全国的にほかの市町がやっているからやるんじゃないで、四日市独自の、まちの産業を活性化していくような形がとれるように期待をします。

早川新平委員長

他にご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

全体会のほうに上げる案件はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

なしと認めます。

これより討論に入りますが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳入全般、第3条地方債、第4条一時借入金につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。どうもありがとうございました。

〔以上の経過により、議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳入全般、第3条地方債、第4条一時借入金について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

続いて、財政調整基金の推移について資料を配付していますが、簡単に説明してもらえますか。

荒木財政経営課長

補正予算第8号に関連いたしまして、財政調整基金の残高につきまして概要のほうの2ページのところで記載させていただいてございましたが、こちらについては最終、当初予算、平成25年度の記載がございませんでしたことから、改めまして、財政調整基金の推移ということで、一番下に2月補正予算第7号ではこうなります。第8号では91億3000万円余。参考に、平成25年度当初予算で3億円取り崩してございますもので、88億4000万円というふうな記述をさせていただき、改めまして資料の提出をさせていただきました。申しわけございませんでした。

早川新平委員長

ありがとうございました。

続いて、11月定例月議会の議会報告会における総合会館7階、8階の改修に係る市民の皆さんからの意見について、その対応についての報告をいただきます。

川森管財課長

昨年12月26日に総務常任委員会の議会報告会ということでシティ・ミーティングが開催されました。その折に総合会館の中にこども未来部を設置するというので、それに伴った改修工事の中で、さまざまな団体の皆様方や総合会館利用者の皆様方にご迷惑をおかけするというようなことがございまして、その中で団体の代表の方々を中心に、11月にこんなふうな状況で改修しますよという説明会をさせていただいたところでございます。その中でいただいたご意見がシティ・ミーティングのほうでもご意見として出されたのかなというふうに思っておりますけれども、3階に母子福祉センターの会議室であったりとか、技能習得室等々がございまして、そういったところの改修に当たりまして、そこを工事の期間中ご利用いただけなくなるということで、それを7階、8階、ふだんご利用いただいている方についてはそちらのほうへ振りかえをさせていただきますよと。そういったことを対応させていただいたところでございます。

7階、8階に段差があるのではないかというようなご意見があったかなというふうに思いますが、ご存じのとおり、総合会館はバリアフリーという形で段差がないのでございますが、一部視覚障害者の方について、3階のほうでは点字ブロックを設置しておりますけれども、7階、8階については、これまでは3階での活動がほとんどであったということで、これまでもご要望いただいていたはいなかったんですけれども、振りかえるということであれば、当然それは必要ではないかというふうなお話をいただきました。そのときには明確にはお答えはさせていただけなかったんですけれども、その後検討させていただくということで、検討させていただいて、平成24、25年度において、総合会館7階、8階、それから4階に　今まで3階にあった機能は4階に行くということもございまして　4階も含めて、そういった点字ブロックの設置をさせていただきたいというふうに進めているところでございます。

早川新平委員長

そうすると、4階、7階、8階に点字ブロックを設置するというところでよろしいですね。

川森管財課長

それで結構でございます。

早川新平委員長

いつから始まるの。

川森管財課長

まだ具体的にいつからというふうには申し上げられませんが、平成24、25年度で対応させていただきたいと答えておりますので、少なくとも平成25年度中にはつけさせていただきたいというふうに考えております。できるだけ早期に対応させていただきたいというふうに考えております。

早川新平委員長

よろしく願います。ありがとうございました。

それじゃ、理事者の入れかえになりますので。どうもありがとうございました。

それでは、議会事務局の審査に入ります。

議案第 1 号 平成25年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 1 款 議会費

早川新平委員長

では、議案第 1 号の議会事務局部分について説明を求めます。

鹿間議会事務局参事兼議事課長

よろしく申し上げます。

議会費に関しまして、中川委員さんから 1 点だけ資料請求をされまして、急ぎで作りまして、一般会計予算の議会費が占める割合が平成25年度0.7%になるというふうにお話をさせていただいて、他市との比較をしてみてもどういう状況になるのかという部分で資料のほうをつくっていただければということでしたので、急ぎでちょっとつくらせていただきました。見にくい表になってしまって、数字の羅列の状態でしかようつくれませんでしたので、お許してください。

政令市20市、それから中核市、本来41市あるんですけど、議会費を公表していない市が 1 市だけありましたので、40市。それから中核市相当なんですけど、中核市にも特例市にもならない市が 4 市です。それから、中核市相当の人口30万人は超えているんですけど、特例市というのが実際には10市あるんですけどけれども、1 市議会費を公表していないものですから、9 市挙げさせていただきました。四日市市はこの中に入ります。それから、特例市。特例市の要件は満たしているけど、まだ一般市のままというのは 8 市。さらに最後のページに県内14市を調べて載せさせていただきました。数字の羅列の状態になっています。

それで、議案聴取会のお話をさせていただきましたように、人口の多いところへ行けば行くほど占める割合は低くなっているというのは、平均のところを見ていただくと、政令市でいくと0.3%ぐらいです。中核市でいくと大体0.5%から0.6%ぐらい。特例市になりますと、0.6%から0.7%、0.8%とかというところが出てくるかなと思います。最後の三重県なんかを見ていただきますと、一般市が幾つか挙がっていますが、1%を超えるところも出てくるという形になってまいります。

ただ、分母となる一般会計のほうも、政令市、中核市、特例市、それぞれ権限移譲されている業務が違いますので、当然一般会計の規模が違うというのはおわかりいただけるかと思えますけれども、それ以外にも、例えば雪国なんかですと、除雪費なんかが入ったりしますと、私どもとは比べようがないとか、いろいろな条件がありますので、最終的に割合がどうなんだと言われると、分母についても条件が違うということで、分析してみても余りいい結果が出てきませんでした。議会費を人口で割って、1人当たり幾らなんだというのが一番すっきりしているのかなというふうに思いましたので、最後のところに1人当たり幾らになるかということで、一応つけさせていただきました。

中川委員さんからもう一点、議会改革の進んでいる市と進んでない市でどれぐらいの差が、結果を分析してみるとどうなんだというお話だったんですが、これも日経グローバルのランキングだけでいいのかどうかはあるんですけど、一番最後の三重県内を見ていただきますと、四日市市、鳥羽市、伊賀市が上位ですね。中位にいるのが鈴鹿市とか伊勢市。下位のほうにいるのが志摩市とか、熊野市なんかランキングでは非常に低いんですけども、そのところを見ても、何も特徴が出てくるかなというのはちょっと出てきませんでしたので、本当に申しわけないんですけども、今回は数字の羅列ということで、申しわけないですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

早川新平委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりですが、委員の皆様、ご質疑がございましたら挙手にて発言をお願いいたします。

芳野正英副委員長

済みません。1点だけ確認したいんですけども、1人増員する場合、来年度からどの係に配置するんですか。

鹿間議会事務局参事兼議事課長

どういう方が来るのかにもよる、役職の方かどうかもちょっとわからないですけども、全体的に見て私どもで今手薄になっているところは、広報広聴係、調査法制係ではないかというふうに考えています。どちらかで増員にできればなというふうに思っております。

芳野正英副委員長

もちろん広報広聴係も外へ発信する部分ですけど、調査法制係は我々議員のサポートなので、できたらそちらを増強していただきたいなと要望しておきます。

鹿間議会事務局参事兼議事課長

わかりました。議長は企業秘密やと言っていますので、済みません。よろしく申し上げます。

早川新平委員長

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご質疑なしと認めます。

全体会へ送る案件はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

それでは討論に入りますが、討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

討論なしと認めます。

それでは、分科会としての採決を行います。

議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第1款議会費につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。どうもご苦労さまでした。

〔以上の経過により、議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第1款議会費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

あと、委員の皆様、少しだけお時間をいただきます。

2月定例月議会中の所管事務調査、正副に一任をいただきましたけれども、日程的な問題もありまして、行わないということにさせていただきます。ご理解をお願いします。

それから、休会中の所管事務調査報告案について、皆さんのお手元に配付させてもらってあると思うんですが、またご確認していただければと思います。

それから、休会中の所管事務調査の件ですけれども、一応、予定としては、4月30日の午後1時半からということで。

鹿間議会事務局次長

閉会議会が行われた場合は閉会中の調査として本会議に諮った上でやらせていただきます。自然閉会になる場合は休会中ということで、午後6時までには終わるということです。

早川新平委員長

よろしく願いいたします。

それから、3月27日の議会報告会は、午後6時半から午後8時45分まで、今回は保々小学校の1階視聴覚室という形になっております。総務常任委員会は本当に委員さん、大変優秀な方々ですので、事前打ち合わせはなしで1年間過ごしてきましたのですが、今回の視聴覚室はどういう形になっているのかわからないので、できれば、委員の皆さん、午後5時半に参集していただきたいんですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

よろしく願いいたします。

最後に、6月定例会議会の議会報告会の会場だけ今のメンバーで決めていただきたい。5月以降構成メンバーが変わりますが。日程は7月3日で、場所としては南部ブロックの東です。お手元にA3の資料があるんですが、候補地が14カ所ございます。その中で場所だけを決定していただきたいということになっております。申しわけないですけども、皆さん、ご意見があったら発言してください。

備考欄に今まで開催した会場が書いてございますが、常磐地区はまだ開催していないということですので、皆さん、常磐地区のときわ保育園でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

じゃ、常磐地区のときわ保育園ということで決定させていただきます。

どうも長い間ありがとうございました。お疲れさまでした。

17:15 閉議